

経済産業省委託事業

メキシコにおける営業秘密管理マニュアル

2024 年 3 月

独立行政法人 日本貿易振興機構

メキシコ事務所

目次

はじめに	1
第Ⅰ部. 法制度	2
(1) メキシコにおける営業秘密の定義.....	2
(2) 営業秘密に関する法改正状況.....	9
(3) 営業秘密の流出事例.....	10
(4) 営業秘密の判例、紛争事例.....	12
(5) 営業秘密管理のポイント	13
第Ⅱ部. 漏えい対策実践.....	13
(1) 営業秘密管理の3ステップ.....	13
(2) 関連契約書作成上の留意点.....	20
(3) 漏えい事案への対応.....	21
【参考資料：各種関連書類参考書式（フォーム）】	27
(ア) 就業規則（参考和訳付き）	27
(イ) 従業員との秘密保持契約書（参考和訳付き）	29
(ウ) 退職後の協業避止条項（参考和訳付き）	38
(エ) 取引先との秘密保持契約（参考和訳付き）、取引先の管理体制チェックシート...40	
(オ) 来訪者受付表（秘密保持への同意）	55
(カ) メキシコを対象とした関連あるガイドライン等.....	57

はじめに

現代社会においては、情報技術の発達や多様な情報関連サービスの充実により、事業活動に関連し、創出、収集される情報も劇的に増加し、また、世界各地に点在する拠点において、瞬時に情報を共有、連携できる環境が整っている。その一方で、企業の情報が漏えい、盗用されるリスクも高まっていると考えられる。技術やノウハウ、取引先や顧客の情報などは企業にとって大切な財産であり、これにより、企業の競争力が促進される。一方、一旦その情報が漏えいしてしまうと、営業機会の損失に繋がり大きな損害となってしまう。

情報漏えいはどのように発生するのか。その原因は様々であろうが、その保護体制・システムが最も弱いところから漏えいするのである。国内外を問わず、複数拠点で事業を展開する企業においては、もちろん、その情報取扱に応じて差はあるのだが、全ての拠点で同等の情報保護体制・システムを敷くことが求められる。日系企業においては、日本の本社・支店においては、十分な情報保護対策が採られている一方で、その海外拠点では、十分な対策がとられていないこともあるようである。企業の情報を保護するためには、人材や資金が乏しい海外拠点でこそ、情報保護対策を強化する必要があるのではなかろうか。

メキシコにも多くの日系企業が海外拠点を設けているが、製造・営業分野に注力し、管理部門、特に情報保護といった分野に対しては、対策が十分でない企業も多いようである。

なお、残念ながらメキシコの情報リテラシーは高くないと感じている。離職率も高く、こういった点からも情報漏えいリスクが高いと危惧している。日本とメキシコでは、法制度の違いはあるが、営業秘密に対する基本的な考え方や対策は大きく変わらない。もちろん、言語の違い、文化・慣習の違いが大きくあることから、一定の「応用」が必要になるのだが、日本の情報管理体制や保護対策をメキシコに応用させる方法が、効率的で効果的な方法でないかと考える。

本マニュアルは、2部構成となっており、1部では法制度を、2部では漏えい対策を取り上げた。特に2部では、メキシコ特有の対策といったものはなく、日本のそれと共通するものであることから、日本で情報保護対策を担当する方にとってはなじみのある内容となっていることであろう。

メキシコで事業を営む日系企業の営業秘密保護のために本マニュアルを少しでも役立てていただければ幸いである。

第 I 部. 法制度

(1) メキシコにおける営業秘密の定義

日本でいう「営業秘密」に近い概念として、メキシコでは連邦産業財産権保護法（Ley Federal de Protección a la Propiedad Industrial、以下「法」という。）に規定される「Secreto Industrial」（以下、「営業秘密」という。）が挙げられる。

営業秘密の定義は、法 163 条 1 号に、次のように定義される。

営業秘密：法的管理を行う者が秘密を保持する産業用及び商業用のすべての情報。
この情報は経済活動を行う上で第三者に対する競争上若しくは経済上の優位性を獲得又は維持するもので、その秘密性が維持され、アクセスを制限する十分な手段とシステムとを採用されていること。

営業秘密の情報は、書類、電子、磁気媒体、光ディスク、マイクロフィルム、フィルム又は他の既知の情報媒体で表示される。

以下に示される公知公用の情報は営業秘密とはみなされない；通常に使用される分野の人々に一般的に知られている若しくは簡単にアクセスできる情報又は法律の規定若しくは裁判所の命令によって開示されなければならない情報。

営業秘密を法的に管理する者によって官庁に提出される情報は、それが法律の規定により開示される、免許、許可、認可、登録、その他官庁の如何なる措置取得のために提出される場合も、公知公用の情報とみなされない^v。

すなわち、情報が営業秘密とみなされる条件が次のとおり導かれる。

- i) 産業的・商業的価値があること
- ii) 機密性が維持されていること
- iii) 情報に対し機密に保つための合理的措置が施されていること

日本において営業秘密に求められる要件 i) 有用性、ii) 秘密管理性、iii) 非公知性に非常によく似ている。

日本での営業秘密は、不正競争防止法に規定されており、その 2 条 6 項において、「この法律において「営業秘密」とは、秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の秘密であって、公然と知られていないものをいう。」と定義されており、前述の 3 つの要件の詳細は次のとおりである。

- i) 有用性：当該情報が客観的にみて、事業活動に有用であること
- ii) 秘密管理性：企業が当該情報を秘密裏に管理しようとする意思が、何らかの措置によって従業員や取引先に対して明確に示されており、かつ、当該意思について従業員等が認識できるような状態にあること
- iii) 非公知性：当該情報が、一般的には知られておらず、又は容易に知ることができないこと

従って、営業秘密の要件は非常によく似ているといえ、次のようにまとめることができる。

【営業秘密の要件】

要件	メキシコ	日本
	産業財産権保護法 136 条 1 号	不正競争防止法 2 条 6 項
有用性	産業的・商業的価値があること	当該情報が客観的にみて、事業活動に有用であること
秘密管理性	機密性が維持されていること	企業が当該情報を秘密裏に管理しようとする意思が、何らかの措置によって従業員や取引先に対して明確に示されており、かつ、当該意思について従業員等が認識できるような状態にあること
非公知性	情報に対し機密に保つための合理的措置が施されていること	当該情報が、一般的には知られておらず、又は容易に知ることができないこと

なお、これは、メキシコが日本も加盟する TRIPS 協定（知的所有権の貿易関連の側面に関する協定）に加盟していることが挙げられる。TRIPS 協定第 39 条「開示されていない情報の保護」において、保護の対象となる情報として、「(a) 当該情報が一体として又はその構成要素の正確な配列及び組立てとして、当該情報に類する情報を通常扱う集団に属する者に一般的に知られておらず又は容易に知ることができないという意味において秘密であること」「(b) 秘密であることにより商業的価値があること」「(c) 当該情報を合法的に管理する者により、当該情報を秘密として保持するための、状況に応じた合理的な措置がとられていること」ⁱⁱとされており、加盟国はこのような規定に基づき国内法を整備する必要があることから、このように似かよった要件となっていると考えられる。

しかしながら、メキシコにおいては、これらの各要件について、どのような場合を指すかといった具体的な指針などは示されていない。

法 163 条は営業秘密に該当しない情報を「通常に使用される分野の人々に一般的に知られている若しくは簡単にアクセスできる情報又は法律の規定若しくは裁判所の命令によって開示されなければならない情報。営業秘密を法的に管理する者によって官庁に提出される情報は、それが法律の規定により開示される、免許、許可、認可、登録、その他官庁の如何なる措置取得のために提出される場合も、公知公用の情報とみなされない」と定義することから、非公知性については、一般に知られておらず、または簡単に知ることができない情報と考えられる。

また、法 165 条、166 条は次のとおり規定する。

165 条 営業秘密を保有する者は、第三者に対して当該秘密情報を移転し又は使用を許諾することができる。使用を許諾された者は、如何なる手段かを問わず当該秘密情報を他の者に開示してはならない。

専門知識、技術援助及び基本的又は詳細エンジニアリングを提供する契約は提供される役務を構成するべき営業秘密を保護する守秘条項を含むものとし、かつ当該条項は秘密として扱われるべき要素を特定しなければならない。

166 条 職種、雇用内容、業務若しくは地位、職業慣行又は企業関係行為に基づき、秘密情報であることを告知された営業秘密に接する者は、正当な事由があり、かつ当該秘密の所有者又はその許可された利用者の同意がある場合を除いて、その秘密を開示してはならない。

従って、機密であることの明示や、守秘義務を負うものによって機密であることが確認できることが求められると考えられる。

また、法は、営業秘密に関し、行政違反と犯罪となる行為を規定している。

【行政違反 (Infracciones Administrativas)】(法 386 条)

- i) 工業、商業及びサービス業において不正競争を促すため、市場で競争上の優位性を獲得するため又は良好な実務と慣習に反する行為を実施するため、法的管理を履行する者又はそのことを許可された使用者の同意を得ずに、営業秘密とみなされる情報を不正に流用すること (14 号)。
- ii) 営業秘密を使用する商品又は役務を、製造、販売、販売のための申出、輸入、輸出又は保管すること。ただし、当該活動を実施する者が、法的管理を履行する者又はそのことを許可された実施権者の同意を得ず、かつ、工業、商業及びサービス業における不正競争を暗示して良好な実務と慣習に反する仕様で営業秘密が使用されていたことを知っているか又は知るための合理的な根拠を有する場合に限る (15 号)。

※ここである、営業秘密は、原文では「secreto comercial」と記されている。

【犯罪 (Delitos)】(法 402 条)

- i) 職務上、立場上、職業上又は取引上の関係により知り得た営業秘密を含む情報について秘密性に関して警告を受けながらも、自身若しくは第三者の経済的利益を取得する目的又は営業秘密の法的管理を履行する者若しくは許可された使用者に対して損害を生じさせる目的で、第三者に開示すること。業務上知り得た営業秘密に関し、自身あるいは第三者のために経済的利益を得る目的または営業秘密の保有者に対し損害を与える目的で、保有管理者等の同意を得ずに、営業秘密を第三者に開示すること (3 号)。
- ii) 経済的利益を取得する目的又は営業秘密の法的管理を履行する者若しくは許可された使用者に対して損害を生じさせる目的で、権利なくかつ法的管理を履行する者又は許

可された使用者の同意なく、営業秘密を使用する又は第三者に開示するために、営業秘密を掌握すること（4号）。

- iii) 経済的利益を取得する目的又は営業秘密の法的管理を履行する者若しくは許可された使用者に対して損害を生じさせる目的で、職務上、立場上、職業上又は取引上の関係により知り得た営業秘密を含む情報であつて法的管理を履行する者若しくは許可された使用者からの同意のない情報又は法的管理を履行する者若しくは許可された使用者の同意なく第三者から漏洩された情報を、使用すること。業務上知り得た営業秘密に関し、経済的利益を得る目的または保有管理者等に損害を与える目的で、その保有管理者等の同意なしにこれを使用すること（5号）。
- iv) 損害を生じさせる目的又は自己若しくは第三者の経済的利益を取得する目的で、法的管理を履行する者又は許可された使用者の同意を得ることなく、営業秘密を流用、取得、使用又は不適切に開示すること（6号）。

なお、法 163 条 2 号は、不適切な流用（Apropiación indebida）を次のとおり定義し、164 条はその例外を規定する。

163 条

(2) 不適切な流用：工業、商業及び役務における良好な実務と慣習に反する仕様の営業秘密の取得、使用若しくは開示であつて、営業秘密が当該使用及び慣習に反する仕様で取得されたことを知っていたか又は知るための合理的な根拠を有した第三者による営業秘密の取得、使用若しくは開示を含む不正競争を暗示すること。

164 条

次のものは、不適切な流用とはみなされない。

- (1) 営業秘密として主張されている情報から独立した発見又は創作。
- (2) 営業秘密に関する秘密性の責務に従うことを条件としない限りにおける、公衆に利用可能とされたか又は情報を取得する者による適法な所有である製品若しくは対象の観察、研究、分解若しくは試験、又は
- (3) 秘密性の責務を伴わないこと又は情報が営業秘密であったことを知らずに適法な仕様で他の者の情報を取得すること。

したがって、不正競争を意図した営業秘密の使用や開示は行政違反となり、何らかの経済的利益を取得する目的、もしくは損害を生じさせる目的による、営業秘密の流用、取得、使用、開示などは犯罪となる。

では、日本の不正競争防止法に定める侵害類型と比較したい。まず、日本の侵害類型をまとめると次のとおりである。

【日本の侵害類型】

不正競争防止法		要約
営業秘密不正取得行為 (2条4号)	窃取、詐欺、強迫その他の不正の手段により営業秘密を取得する行為（以下「営業秘密不正取得行為」という。）又は営業秘密不正取得行為により取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為（秘密を保持しつつ特定の者に示すことを含む。）	不正な手段による営業秘密の取得 不正取得した営業秘密の使用・開示
不正取得後悪意転得・使用・開示行為 (2条5号)	その営業秘密について営業秘密不正取得行為が介在したことを知って、若しくは重大な過失により知らないで営業秘密を取得し、又はその取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為	不正取得された営業秘密の取得・使用・開示
不正取得後善意転得・悪意使用・開示行為 (2条6号)	その取得した後にその営業秘密について営業秘密不正取得行為が介在したことを知って、又は重大な過失により知らないでその取得した営業秘密を使用し、又は開示する行為	情報を取得後、不正取得された営業秘密であることを知り、これを使用・開示すること
図利・加害目的使用・開示行為 (2条7号)	営業秘密保有者からその営業秘密を示された場合において、不正の利益を得る目的で、又はその営業秘密保有者に損害を加える目的で、その営業秘密を使用し、又は開示する行為	正当に開示された情報を、不正な利益を得る目的・損害を与える目的で、使用・開示すること
不正開示情報の悪意取得・使用・開示行為 (2条8号)	その営業秘密について営業秘密不正開示行為（正当に取得した営業秘密を図利・加害目的で開示する行為）であること若しくはその営業秘密について営業秘密不正開示行為が介在したことを知って、若しくは重大な過失により知らないで営業秘密を取得し、又はその取得した営業秘密を使用し、若しくは開示する行為	営業秘密不正開示行為、その行為が介在したことを知って、営業秘密を取得・使用・開示すること
不正開示情報の善意取得、悪意使用・開示行為 (2条9号)	その取得した後にその営業秘密について営業秘密不正開示行為があったこと若しくはその営業秘密について営業秘密不正開示行為が介在したことを知って、又は重大な過失により知らないでその取得した営業秘密を使用し、又は開示する行為	情報を取得後、その情報について営業秘密不正開示行為があったことを知り、これを使用・開示すること
不正使用行為により生じた物の譲渡行為 (2条10号)	営業秘密のうち技術上の情報を不正に使用する不正使用行為により生じた物を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供す	営業秘密の不正使用行為によって生じた物を譲渡・展

	る行為（当該物を譲り受けた者（その譲り受けた時に当該物が不正使用行為により生じた物であることを知らず、かつ、知らないことにつき重大な過失がない者に限る。）が当該物を譲渡し、引き渡し、譲渡若しくは引渡しのために展示し、輸出し、輸入し、又は電気通信回線を通じて提供する行為を除く。）	示・輸出・輸入・提供すること
--	---	----------------

前述のメキシコの規定を要約すると次のとおりであり、対応する日本の侵害類型を当てはめると次のようになると考えられる。

【日墨侵害類型の比較】

メキシコ		日本
産業財産権保護法	要約	不正競争防止法
386 条 14 号	不正競争・市場優位性の獲得を目的とした、営業秘密の不正流用（取得・利用・開示）	営業秘密不正取得行為（2 条 4 号） 不正取得後悪意転得・使用・開示行為（2 条 5 号） 不正取得後善意転得・悪意使用・開示行為（2 条 6 号）
386 条 15 条	営業秘密を不正利用する商品・サービスの製造・販売・輸入・輸出・保管	不正使用行為により生じた物の譲渡行為（2 条 10 号）
402 条 3 号	機密であることを知りながら、図利・加害の目的で、知り得た営業秘密を開示すること	図利・加害目的使用・開示行為（2 条 7 号）
402 条 4 号	図利・加害の目的で、営業秘密を利用・開示するために、これを取得すること	営業秘密不正取得行為（2 条 4 号）
402 条 5 号	図利・加害の目的で業務上知り得た営業秘密を含む情報を使用すること 第三者が漏えいしたそのような情報を図利・加害の目的で使用する 図利・加害の目的で業務上知り得た営業秘密を使用すること	営業秘密不正取得行為（2 条 4 号） 不正取得後悪意転得・使用・開示行為（2 条 5 号） 不正取得後善意転得・悪意使用・開示行為（2 条 6 号） 不正開示情報の悪意取得・使用・開示行為（2 条 8 号） 不正開示情報の善意取得、悪意使用・開示行為（2 条 9 号）
402 条 6 号	図利・加害の目的で営業秘密を流用・取得・使用・開示すること	営業秘密不正取得行為（2 条 4 号）

その他、関連する法規制として次のものが挙げられる。

- ・連邦労働法 (Ley Federal del Trabajo)

連邦労働法 134 条 13 号は、労働者の義務として「直接的または間接的に生産に関与している製品の、または業務上知ることとなった技術的、商業的、製造上の秘密、および公開すると会社に損害を与える可能性がある機密事項 (asuntos administrativos reservados) を厳重に管理すること」と規定する。また、47 条 9 号は「労働者が製造上の秘密を漏えいし、または、会社に不利益をもたらす機密事項を漏えいした場合」は、使用者は責任を負うことなく、当該労働者を解雇することができる」と規定する。

連邦労働法においては、このような秘密情報にかかる規定は、これらの他なく、その定義などを見当たらないが、「技術的、商業的、製造上の秘密、その開示が会社に損害を与えうる機密情報」も営業秘密を構成しうると考えることができる。

- ・一般商事会社法 (Ley General de Sociedades Mercantiles)

一般商事会社法 157 条は、株式会社 (sociedad anónima) において、日本の取締役が該当する Administrador の責任として、「会社内での立场上知り得た情報や事項について、それらが非公開の場合には、司法または行政当局からの要請がある場合を除き、秘密を保持しなければならない。この秘密保持義務は、任務期間中および任務終了後最長 1 年間継続する」と規定する。従って、一般商事会社法においては、「会社の非公開の情報」も営業秘密を構成しうると考えられる。

- ・連邦刑法 (Código Penal Federal)

連邦刑法では、機密の漏えい・開示について刑罰を規定している。210 条では、正当な事由がなく、不利益を与え、また被害を受ける恐れのある人の同意を得ずに、知りうる秘密や雇用、役職、立场上知り得た秘密や秘密の通信について、これを明らかにすることに対して刑罰が規定される。さらに、211 条は、そのような開示が専門的・技術的サービスを提供する者や公務員によって行われた場合、その秘密情報が産業上のもの (carácter industrial) である場合、はその刑罰を重く規定する。

本法において、「産業上のもの (carácter industrial)」の定義や説明はないが、営業秘密も該当すると考えられる。

サマリー

営業秘密を規定する法律

👉 連邦産業財産権保護法 (Ley Federal de Protección a la Propiedad Industrial)

営業秘密の定義

👉 法的管理を行う者が秘密を保持する産業用及び商業用のすべての情報。この情報は経済活動を行う上で第三者に対する競争上若しくは経済上の優位性を獲得又は維持するもので、その秘密性が維持され、アクセスを制限する十分な手段とシステムとを採用されていること。

★ポイント: 産業的・商業的価値があること

機密性が維持されていること

情報に対し機密に保つための合理的措置が施されていること

第三者への開示

👉 専門知識、技術援助及び基本的又は詳細エンジニアリングを提供する契約は提供される役務を構成するべき営業秘密を保護する守秘条項を含むものとし、かつ当該条項は秘密として扱われるべき要素を特定しなければならない。

(2) 営業秘密に関する法改正状況

法は、2020 年 7 月にその前身となる産業財産権法 (Ley de la Propiedad Industrial) を全面的に改正する形で制定され、2020 年 11 月に施行された。その改正の背景には、USMCA (United States-Mexico-Canada Agreement: 米国・メキシコ・カナダ協定) への準拠が挙げられる。

営業秘密に関していえば、USMCA 第 20 章において、知的財産権が規定されており、I 節に営業秘密 (Trade Secret、スペイン語では「Secretos Industriales」) の規定が設けられ、国営企業による不正流用を含め、民事、刑事による強力な営業秘密保護が謳われた。

これを受け、産業財産権法においては、営業秘密に関する違反行為は、犯罪として扱われ、法でいうところの 402 条 3 号、4 号、5 号のみが規定されていたが、法 386 条 14 号、15 号、402 条 6 号の規定が改正によって追加されたことは意義が大きい。特に、386 条 15 号に規定される、営業秘密を不正利用する商品・サービスの製造・販売・輸入・輸出・保管については、これまでそのような行為を違反行為と定める規定がなかったことを鑑みると、違反行為に対する制裁の強化が図られたと考えることができる。さらに、386 条 15 号に関連し、権利侵害にもとづく行政違反の申立てに関する手続きにおいて、当局となるメ

キシコ産業財産権庁（Instituto Mexicano de la Propiedad Industrial、以下「IMPI」）が取りうる措置について、法 344 条に、法違反となる輸出入、輸送、通関手続きの停止を命じることができる（6 号）との規定が設けられている。

また、産業財産権法のもとでは、IMPI による行政違反の宣言を受け、同法で保護されている権利侵害によって生じた損害賠償を裁判通じて請求できるのみであったが、法では 396 条において、産業財産権の所有者は、IMPI の行政違反宣言を必要とせず、裁判所を通じて、侵害の結果被った損害の賠償を請求することができることとなった。このようにメキシコにおいても民事での保護が教化された。

（3）営業秘密の流出事例

管轄当局となる IMPI に直近 5 年間に申請された営業秘密にかかる違反に関する手続申請の件数を照会したところ、2023 年 10 月 9 日付の回答により、2017 年以降に 16 件の手続が申請されていることが分かった。その詳細が閲覧できたものは、結論が出た事案の 3 件のみであった。

番号 (EXPEDIENTE)	ステータス
P. C. 2765/2017 (Z-8) 28206	却下
P. C. 404/2018 (M-15) 4899	棄却
P. C. 1649/2018 (I-208) 18322	棄却
P. C. 705/2020 (Z-1) 9008	手続中
P. C. 706/2020 (Z-2) 9009	手続中
P. C. 2324/2021 (I-279) 25074	手続中
P. C. 2327/2021 (I-280) 25085	手続中
P. C. 2339/2021 (I-282) 25098	手続中
P. C. 1155/2022 (Z-3) 14367	手続中
P. C. 1251/2022 (I-172) 15280	手続中
P. C. 2147/2022 (M-182) 25229	却下
P. C. 318/2023 (I-41) 4024	手続中
P. C. 669/2023 (I-74) 7843	手続中
P. C. 1937/2023 (I-250) 1528	手続中
P. C. 1983/2023 (I-251) 23701	手続中
P. C. 1939/2023 (I-252) 23702	手続中

結論が出た 3 件の詳細は、次のとおりである。

なお、各事案に関連する書類の原本は次の URL から検索が可能。

IMPI Visor de Documentos Búsqueda Rapida: <https://vidoc.impi.gob.mx/BusquedaRapida>

事案①

番号 (EXPEDIENTE)	P. C. 2765/2017 (Z-8) 28206
結論	却下
概要	申立人は飲食店を経営する企業である。申立人は、従業員に対し、料理のレシピは会社の財産であると伝え、レシピを守ってきた。

	申立人の元従業員が相手方に雇用されており、相手方のレストランで提供される食事が、申立人の料理と味や食感が同じであるとし、相手方は、申立人の営業秘密であるノウハウを取得するために当該従業員を雇用したと主張。産業財産権法 86 条（営業秘密を取得する目的で、当該営業秘密を保有する者に雇用されている者や雇用されていた者を雇用する者は、これにより生じた損害を賠償する責任を負う）に言及し、産業財産権法 213 条 30 号（犯罪として定めるもの以外について、本法の規定に違反する行為を、行政違反とする）に基づき、IMPI に対して行政違反の宣言を求めた。
IMPI の判断	申立人の主張は、産業財産権法 213 条に規定する行政違反に該当しないとして却下した。

事案②

番号 (EXPEDIENTE)	P. C. 404/2018 (M-15) 4899
結論	棄却
概要	申立人（法人）は、数年かけて完成させた、独自の取引モデルと信用分析モデル、証券市場内の各顧客を分類した顧客データベースからなる営業秘密の所有者である。 申立人は、その従業員と雇用契約書において、当該従業員がアクセスできる情報を開示しないことを義務付けており、また守秘義務契約書も締結していた。 当該従業員は、申立人を退職したのち、申立人と同じ事業目的を持つ競合他社に就職し、当該競合会社において、申立人のデータベースを用いて、申立人のもとで働いていた時と同じ仕事を行っている。 これは、不公正な競争を引き起こしているとして、産業財産権法 213 条 1 号（不正競争や、本法が規制する事項に関連する、産業、商業およびサービスにおける優良慣行・慣習に反する行為を行うことを行政違反とする）に該当し、産業財産権法 199 条 Bis に基づき、当該競合会社に対し商品・サービス提供の中止や営業施設の閉鎖などの措置をとることを IMPI に請求した。
相手方の主張	相手方は、申立人が主張する営業秘密を使用したことを証明する証拠は何もないと主張。 また、申立人が提出した証拠に異議を申立て、データベースが相手方の所有にないことを証明する証拠を提出した。 さらに、営業秘密使用の証拠がないため、申立人の要求は正当化できない。
IMPI の判断	申し立てを受け、相手方に対する立ち入り検査を実施。 立入を行った 7 か所のうち、4 か所からデータベースに含まれる氏名のリストが発見されたが、当該データベースとは異なっていた。 従って、営業秘密の使用を認めることはできないとして、当該請求を棄却した。

事案③

番号 (EXPEDIENTE)	P. C. 2147/2022 (M-182) 25229
結論	却下（原告からの取下げの意思表示によるため）
概要	申立人は、相手方をメキシコおよびラテンアメリカ法務責任者として雇用していた。雇用契約書には、雇用期間中および雇用期間終了後も企業秘密、営業秘密を第三者に開示してはならないと規定されていた。 更に、申立人は、社内の情報をその機密性のレベルに応じて、取り扱う情報を分類する社内システムを備えており、社内規則や情報マネジメント規定を通じて従業員全員に周知していた。 しかしながら、相手方は、弁護士やクライアントとのコミュニケーションや法的見解、第三者との契約、マーケティングや広告計画などの営業秘密を電子メールで開示していた。 このような営業秘密の開示を停止させる暫定措置を請求。

以上から、傾向を判断するには数が少ないものの、いずれも会社の労働者や元労働者が、営業秘密を流出させている事例であり、メキシコの営業秘密の流出においては、退職者を含む労働者から流出する事例が多いと考えられる。

（４）営業秘密の判例、紛争事例

メキシコにおいて、営業秘密の漏えい等、営業秘密が論点となる判例は非常に少ない。

電子登録番号 (Registro digital)	2003833
区分	民事
背景	原告と被告はフランチャイズ契約を締結していた。同契約においては、商標の不使用やノウハウ、システム等の開示の禁止、競業避止などが合意されていた。 被告は、これらを遵守せず、原告は被告に対して損害賠償を請求した。
概要	フランチャイズ契約、フランチャイズ被許諾者が契約の合意事項を遵守しなかったことが間接証拠となる。 フランチャイズ契約の性質上、契約の対象となっているブランドやサービスについてフランチャイズ被許諾者が得た知識（ノウハウ）は、営業秘密として保持する義務がある。それは、フランチャイズ許諾者によって明らかにされた営業秘密によって区別される製品またはサービスの威信とイメージを直接意味するからである。フランチャイズ契約を締結することにより、フランチャイズ被許諾者は（原則として、当事者の意思に反しない限り）営業秘密の守秘義務を負い、不正競争を行わないこと、商標使用の禁止は、本契約の締結時に定められ、追加として取引契約も締結された。この考え方では、フランチャイズ被許諾者が獲得したブランドやサービスについて得た知識は営業秘密の

	保持義務を負うこととなるため、これに違反した場合には、間接証拠（推定される状況を証明すること）による証明が認められる。
--	---

（５）営業秘密管理のポイント

メキシコの「営業秘密」は、秘密に保持される産業用および商業用のすべての情報であって、①経済的価値があり、②機密性が維持され、③機密に保つための合理的措置が施されている情報となる。

また、営業秘密保有者が第三者に情報を開示するような（知識や技術を提供するような）契約では、営業秘密の保持に関する条項を設けることができ、その条項では、秘密情報を特定しなければならない。

連邦労働法に視点を移すと、労働者の義務として「直接的または間接的に生産に関与している製品の、または業務上知ることとなった技術的、商業的、製造上の秘密、および公開すると会社に損害を与える可能性がある機密事項（asuntos administrativos reservados）を厳重に管理すること」と規定されており、使用者が責任を負うことなく労働者を解雇できる事由として「労働者が製造上の秘密を漏えいし、または、会社に不利益をもたらす機密事項を漏えいした場合」と規定されるが、解雇の正当事由の責任は使用者にあるとされることから、当該情報が秘密であったこと、当該情報がその労働者によって漏えいされたことが証明できるように備えておくことが推奨される。

第Ⅱ部．漏えい対策実践

（１）営業秘密管理の３ステップ

営業秘密の管理においては、メキシコ人労働者についても把握しておくことも必要である。メキシコでは、コミュニケーションアプリ（特に WhatsAppⁱⁱⁱ）の活用も活発で、業務上の連絡や取引先との連絡においても、コミュニケーションアプリを用いる例が非常に多い。コミュニケーションアプリによる通話やメッセージのやり取りのほか、データの授受も行われているのが現状である。また、記憶することやメモを取ることの代わりに、記録としてスマートフォンのカメラで写真を撮ることも頻繁に行われている。さらに、一般に、メキシコ人の離職率は高く、労働者の入れ替わりが激しいと言える。営業秘密管理においては、このような状況も考慮する必要がある。第１部から分かるように、メキシコの営業秘密に関する法制度は緻密ではない。また、営業秘密の管理について、公的機関からガイドライン等は発行されていない。しかしながら、その管理体制がメキシコと日本とで大きく変わるものではないため、日本の経済産業省が策定する「営業秘密のハンドブック～企業価値向上に向けて～（令和４年５月改定版）」^{iv}（以下、「ハンドブック」）を参照しながら、管理ステップを検討したい。

ステップ 1 保護すべき情報の選定および重要度の選別（参考：ハンドブック 8～16 ページ）

まず、保護すべき情報を特定し、そのような情報がどの程度の保護に値するかとの識別を行う。

i) 会社が保有する情報の把握

- ・情報が記録される媒体にこだわらず、網羅的に把握する必要がある
- ・個人の感覚による判断のばらつきがないよう、経営責任者や情報管理部門責任者等による把握など、統一的な判断が可能となるような把握の方法をとる

ii) 情報の評価・重要度の選別

- ・情報が生み出す経済的価値、漏えい等生じた際に被る損失（社会的信用の損失なども含む）、競合他社にとっての有益性、取引先への影響などを考慮し、重要度を選別する

また、企業活動においては、日々の業務の中で、情報にアクセスをせざるを得ない。併せてどの程度の範囲で共有される情報かを把握し、情報の重要度に応じてアクセス基準を定めることも有益である。

このように把握した情報は、責任管轄部署ごとにリスト化し、定期的な見直しを行い、また、管理責任者でも、これを把握しておくことが望ましい。

〈参考：保有情報チェックリスト例〉

部署（分類）	情報	重要度
技術部門	●●製品の設計図（書面）	部外秘
	●●製品の設計図（CD-R）	部外秘
	●●製品の製造工程（ノウハウ）	部外秘
	●●製品の原料配分データ	部外秘
営業部門	サプライヤー単価リスト	社外秘
	顧客リスト	社外秘
	クライアント●●製品に係る開示情報	部外秘 （関連部署含む）
管理部門	投資計画表	社外秘
	次期決算試算表	部外秘
管理部門	投資計画表	社外秘
	次期決算試算表	部外秘
…など		

ステップ 2 現状の管理体制の確認

次に、現在の管理体制を把握し、情報管理の観点から脆弱な点を洗い出す作業を行う。各企業の事業内容、保有する秘密情報の種類などによって、チェックポイントは異なっていくが、次のようなセルフチェックシート作成し、検証することが有益である。

〈参考：セルフチェックシート例〉

カテゴリー	チェック項目	評価
管理方針・体制	情報管理責任者、情報管理担当部署等を設けている。	
	営業秘密管理規程や管理マニュアルが策定されている。	
	各拠点において、営業秘密管理責任者を選任している。	
	下記各項目について定期的に見直し、最新の状況を把握している。	
	規定やマニュアルは、適宜更新されている。	
秘密の特定	秘密保持の対象となるような保有情報をリスト化している。	
	保有情報の区分をし、秘密情報を特定している。	
	秘密の重要度に応じたアクセス権者を決めている。	
物理的管理	外部者の入退出管理を行っている。	
	外部者が立ち入る際には、外部者と認識できるようバッジ等をつけている。	
	ミーティングルームと執務室のエリアを分けるなど、部外者が立ち入ることのできるエリアを限定している。	
	記録媒体に「Confidencialidad」など秘密であることの表示がされている。	
	一般情報と区別し、管理されている。紙媒体等を施錠管理している。	
	プリンターの利用記録が確認できる。	
	複製を制限する措置がとられている。	
	持ち出しや返却の記録が作成されている。	
	持ち出しの際の盗難防止対策がとられている。	
	生産・製作現場の様子が外部者に見えないよう適切に仕切られている。	
	生産・製作現場内では携帯電話の使用が禁止・制限されている。もしくは、使用できる労働者が限定されている。	
	重要度の高い秘密情報を取り扱うエリアへのアクセスを制限している。	
	アクセス制限エリアについて、入退室記録をとるなど、適切に管理している。	
	重要度の高い秘密情報があるエリアには監視カメラを設置している。	
技術的管理	保有する電子データをサーバー上で管理し、アクセスログを記録している。	
	秘密情報を管理する PC に外部からのアクセスに対する防護策をとっている。	
	労働者の PC にパスワードが設定されている。	
	PC のパスワードは定期的に変更されている。	
	PC の社外持ち出しを管理している。	
	PC の公共ネットワークへの接続を禁止・制限している。	
	チャットアプリの使用を禁止・制限している。	
	私物の USB 等の記録媒体の使用を禁止・制限している。	
	秘密の度合いに応じて管理者の特定、アクセス権者の限定をしている。	
	メール送信記録やウェブサイトの閲覧履歴を確認できる。	

	複製使用後、情報が読み取れないような廃棄方法が徹底されている。	
人的管理	入社時やその後も定期的に研修を行い営業秘密保護の重要性を周知喚起している。	
	営業秘密に関し秘密保持契約を締結している（雇用契約書に規定を設けている。）	
	守秘義務に違反した際の懲罰規定が明記されている。または、これを周知している。	
	退職者による資料等の返還がなされたかリストをもとに管理している。	
取引先管理	秘密保持契約を締結している。	
	秘密に該当する情報を明記している。	
	開示した秘密情報の返還や廃棄を管理している。	

ステップ3 対象別の体制整備

営業秘密の管理体制は、情報取扱責任者およびその担当部署等を設置し、営業秘密の使用、アクセス、または処理について、さらにその損傷、損失、改ざん、あるいは破壊から保護するために、物理的、組織的、および技術的な安全管理措置を実施することが考えられる。

i) 物理的安全管理措置

物理的安全管理措置とは、営業秘密への物理的接触を制限する措置であり、情報を保存する機器やメディア、ファイリングキャビネット、引き出し、棚、倉庫などの物理的な設備や機器へのアクセスは、情報の取扱担当者にのみ許可し、その立場や機能に基づいて正当な理由がない第三者にアクセスを許可しないこと。また、それらにアクセスするための鍵やパスワードがある場合は、安全な場所に保管し、第三者に貸与または提供しないこと、営業秘密の確実な削除などが挙げられる。

ii) 組織的安全管理措置

組織的安全管理措置とは、組織体制の整備や従業員の教育といったものであり、組織レベルでの情報セキュリティの管理、維持、監査体制の確立、営業秘密の識別と分類、各担当者の識別、各担当者の責任と権限の明確化、教育などが考えられる。

iii) 技術的安全管理措置

情報システムの使用やシステムへの不正アクセスによる情報漏えいを防止するための措置であり、データベース等へのアクセス制御、アクセス者の識別や認証、追跡、安全なシステムの開発、運用、保守などが考えられる。

以上を踏まえ、対象別の対象整備について検討する。

(ア) 情報管理体制の専門部署/担当者の設置

営業秘密の管理においてまず必要となるのが、営業秘密の管理を担当する責任者、部署、担当者の設置であり、最善は、専門の部署を設置し、責任者と担当者を置いて、管理を行うことである。

しかしながら、メキシコ現地法人においては、日本の親会社等と比較すると、その規模が小さく、専門部署を設けることは現実的に難しい場合が多いのではないだろうか。この場合、現地責任者として赴任する駐在員等が、営業秘密管理の責任者も兼任することが考えられるが、会社のすべての管理責任者として機能していることから営業秘密の管理について能動的に動くことができない場合が多いのも現状のように見受けられる。このような場合には、日本親会社の営業秘密の管理部門からの支援を受けながら、管理体制の構築と実践を進めることが考えられる。

また、担当者についても、専門部署の設置が難しい場合は、各部署や部門ごとに担当責任者を任命し、管理を図ることが考えられる。このような場合には、担当責任者向けの研修の機会を設けたり、担当責任者同士でミーティングの機会を設けたりしながら、横断的な意識・情報共有を行うことで、より効果的な体制作りが期待できる。

また、管理体制の構築には、営業秘密保護管理の方針や具体的な方法を文書化した、情報管理規定の策定することが望ましい。メキシコ現地法人においては、日本の親会社が策定し運用する規定類をそのまま適用する例も見受けられるが、そのような場合には、全ての労働者が理解できるよう、メキシコ人になじみのある表現等を用いたスペイン語版を用意し、運用することが望ましい。

(イ) 人事労務体制の整備、従業員の管理

従業員の管理の要は、従業員に守秘義務を課すことである。その対象は自社で雇用する労働者はもちろん、労働者派遣(subcontratación de personal)のサービスを受ける場合は、その労働者も対象とする必要がある。後者については、派遣元企業との契約において、当該派遣労働者に秘密保持義務を課すこと、当該派遣労働者にも自社の営業秘密規定に従う必要があることの教育や、自社の営業秘密に関する研修を受講させることなどを約束する条項を設けるなどして、その管理体制の対象とすることが考えられる。

●入社時

労働者とは雇用契約書を締結することとなるが、その中で労働者に対して秘密保持義務を課すことや別途秘密保持契約を締結することが考えられる。前述のとおり、メキシコの連邦労働法では、業務上知ることとなった技術的、商業的、製造上の秘密、および公開すると会社に損害を与える可能性がある機密事項を厳重に管理することが労働者の義務として規定されているが、これを意識できているメキシコ人労働者はそれほど多くないと考えられる。また、労働者本人が、会社のどの情報が「機密事項」に該当するのか認識できなければ、その機密を保持できない。従って、秘密保持条項や契約書において、秘密保持の対象となる情報の具体例を提示することが推奨される。また、この会社に損害を与える可能性がある機密事項を漏えいし

た場合は、正当な解雇事由に該当するのであるが、これを認識している労働者も少ないと考えられ、雇用契約書や秘密保持契約書においても、漏えいが解雇事由にあたることを確認することが望ましい。さらに、法の規定にも触れ、機密漏えい時には、会社が民事、刑事措置をとることができ、損害賠償請求の可能性があることも規定したい。

●在職中

労働者に対しては、その職務に応じた適切なアクセス権限の付与が重要である。秘密情報を閲覧・利用等することができる者の範囲を適切に設定した上で、該当者への ID の付与などを行い、また人事異動時には直ちにその権限の変更や ID の削除などを行う必要がある（参考：マニュアル 38～44 ページ）。

特に、テレワーク労働者については、外部から社内ネットワークへのアクセスを行うことから、アクセス権限の細かい設定など考慮する必要がある。

また、定期的な営業秘密保持研修の実施も不可欠である。この場合、労働者の十分な理解や意識付けのためにも、スペイン語の資料によるスペイン語での実施が望ましい。なお、前述のとおり、業務におけるコミュニケーションアプリの活用は活発であり、これを禁止することは難しいと考えられる。会社から貸与された携帯電話端末であっても、個人のアカウントを用いて、私的に利用する例もあることから、定期的な研修において、細かく教育する必要がある。

また、内部通報窓口の設置やその周知の徹底も不正の予防、早期発見につながる。この内部通報窓口はメキシコ現地法人独自に設ける場合のほか、日本の親会社等がグループ全体に対して設ける窓口を活用する方法が考えられる。

●退職時

退職時には、在職中に管理していた営業秘密関連書類や資料、業務用パソコン等の機器をすべて回収し、当該労働者が使用していたアクセス ID や電子メール ID を直ちに削除しなければならない。

退職者が勤務当時に接した情報の範囲を特定しやすい。このことから、退職者に対して、守秘義務のある営業秘密の種類を特定した営業秘密保持契約書締結することや退職合意書内で同等の条項を設け、合意を取っておくことが望ましい。

なお、メキシコにおいては、就業および職業選択の自由はメキシコ合衆国憲法（Constitución Política de los Estados Unidos Mexicanos）5 条に保障される基本的人権と考えられていることから、競業禁止義務を課すことはできないとの考えが一般的のようであるが、雇用契約書や退職合意書において、退職後の競業禁止義務を規定するものも見受けられる。真の意味で労働者に競業禁止義務を課す場合は、相当の対価を求められることも考えられる。

（ウ） 執務室の管理

●立入の制限

入口付近に会議室や面会場所などを設置し、来訪者等の外部者が社内になるべく立ち入らない構造とする。また、外部者の来訪は事前予約制とし、来訪時には、受付にてその人の身分（氏名、会社名など）、訪問目的、訪問対象者などを記録するようにし、外部者であることが分かるように入館証を携帯するようにする。

アクセス制限と入退出記録を行えるよう、執務室入口は ID カードなどを用いて開錠できる施錠システムを設けることが望ましい。また、廊下や駐車場などから執務室を覗くことができる場合は、窓にブラインドなどを設置する。

●資料の管理

秘密情報を含む紙などの物理的媒体には、「Confidncialidad」など秘密であることが分かるよう表示を行う。

また、その管理は、一般の資料とは区別し、施錠のできるキャビネットや金庫で保管するようにし、その鍵や資料の持ち出しと返却については、日時や持出者の氏名などを記した記録を作成する。

また、プリンターや複合機は、利用履歴を確認できるものを使用する。

サーバーや書庫等、執務室とは異なるエリアに営業秘密が保管される場合は、その入り口を ID カードなどで開錠できる施錠システムを設け、入退室管理を行い、持ち出しがある場合は、同様に持ち出しや返却の記録を作成する。また、入口付近などに監視カメラを設置することも推奨される。

秘密の重要度に応じて、営業秘密を含む資料を外部に持ち出す場合には、申請をし、許可を得て持ち出す制度を設けることも考えられる。

●廃棄

営業秘密を含む資料などが不要となった場合は、直ちに、復元できないよう破壊し、廃棄する。

(エ) 生産現場の管理

●立入の制限

執務室同様に外部者の立ち入りについても管理を徹底する。取引先などの見学にそなえ、重要な施設へのアクセスができないよう、外部者用の制限された導線を確認する。

持ち込み・持ち出しの制限

試作品等の持ち出しを制限し、また、現場の写真や動画の流出を防ぐため、労働者の生産現場への入退場については、原則手ぶらとし、入退場の際の手荷物検査ができると望ましい。

●資料管理・廃棄

試作品等営業秘密の対象となるが生産現場にある場合は、他と区別して管理し、不要となった場合は、直ちに復元不可能な状態に破壊し、廃棄する。廃棄が直ちに行えない場合は、施錠管理などを行う。

(オ) ライセンシーの管理

社外に対して営業秘密を提示する場合には、事前に必ず秘密保持契約や秘密保持条項を含む契約書を締結し、これを締結するまでは情報を開示しないこと、必要最低限の開示にとどめる事を徹底する。また、それらの契約書においては、秘密に扱う情報を特定し、場合によっては用途を限定することも必要となる。

情報開示後に、その取引の中で不要となった情報があるときは、都度、その回収や破壊を依頼し、その証憑を取得する。

継続的な取引となるライセンシーの場合は、定期的に営業秘密保持体制の検査等を行う。

(2) 関連契約書作成上の留意点

営業秘密管理の体制整備に必要となる契約書類を検討する。

●雇用契約書/守秘義務契約書

個々の労働者との間で締結する雇用契約書において、守秘義務を課すことを明記する。労働者本人が、会社のどの情報が「機密事項」に該当するのか認識できなければ、その機密を保持できないことから、秘密保持の対象となる情報の具体例を提示することが推奨される。また、前述のとおり、営業秘密の漏えいは、正当な解雇事由に該当するため、これを明記して確認すること望ましい。

雇用契約書とは別に、守秘義務契約書を締結することも考えられる。この場合も同様に秘密保持の対象となる情報の具体例を提示すること、漏えいが解雇事由に該当することを規定することが推奨される。さらに、法の規定にも触れ、機密漏えい時には、会社が民事、刑事措置をとることができ、損害賠償請求の可能性があることも規定したい。

●退職合意書

退職合意書内に、守秘義務のある営業秘密の種類を特定した営業秘密保持義務を記載し、合意を取っておくことが望ましい。また、営業秘密の内容に合わせて退職後の守秘義務期間を設けることも考えられる。

メキシコでは、競業避止義務を課すことはできないとの考えが一般的であるため、競業避止義務の規定には配慮が必要である。当事者が合意できれば、単に抑止力として規定を設けることも考えられる。違反時に制裁金を科す規定を設けるなど、真の意味で労働者に競業避止義務を課すような場合は、相当の対価を支払うことも検討する必要がある。

●就業規則

単に営業秘密の保持を規定するだけでなく、例えば、「事前の承諾を得ずに業務に関係のない第三者を会社の敷地内に招き入れてはならない」など営業秘密保持体制の維持に必要な条項を設け、これらの違反に対する懲罰を定めることが推奨される。

●情報取扱規定

会社において営業秘密を管理する部署や役職に関する規定や会社が秘密情報として取扱う情報の類型や重要度、管理方法、アクセス権限の範囲について規定する。

●取引先等との秘密保持契約書

企業間で新たに営業秘密が開示される場面においては、必ず秘密保持契約を結ぶべきである。具体的には、共同開発事業の検討開始時、新たな取引の開始検討にあたって非公開の商品情報や価格、生産計画などを開示する場合、製造に関する成分配合、図面、金型等を提示して製造委託を検討・依頼する場合、M&A やそれに先立つデューデリジェンスの実施などが想定される。契約書には、一般には、秘密保持の対象となる情報の特定、第三者に対する開示の禁止、秘密情報の管理方法および目的外利用の禁止、秘密情報の開示がそのライセンスや譲渡等を意味するものではないこと、秘密情報の破棄・返還に関するルール、情報漏えい時の通知義務等が規定される。既に具体的な事案について、取引の開始が決まっている場合には、これらを秘密保持契約書としてではなく、取引基本契約書等の取引に関する契約書内に記すことも考えられる。

●フランチャイズ契約

法では、フランチャイズについても規定している。法 248 条は「フランチャイズ被許諾者は、契約の期間内及び終了後、当該契約に基づき遂行される経営及び活動に関する情報を含み、秘密性のある情報、知り得た情報又はフランチャイズ許諾者の財産である情報の秘密性を保持しなければならない」と規定する。

アンパロ裁判において裁判所が示した基準では、フランチャイズ被許諾者がフランチャイズ契約に係る情報を無断で第三者に開示した場合、フランチャイズ許諾者は、フランチャイズ契約の存在を以て、その個別具体的な事例を証明することなく、第三者に開示したと推定される状況を証明するのみで足りるとされている（Amparo directo 406/2011、Reistro digital: 2003833^v）。このように法で保護されてはいるものの、機密性のある情報の特定、その利用目的、利用範囲、守秘義務などを記すことが推奨される。

（３）漏えい事案への対応

（ア）漏えい兆候の把握（参照：ハンドブック 145～147 ページ）

漏えい兆候の把握の方法については、ハンドブックに具体例が多く掲載されている。これらも参照しつつ、メキシコ人の傾向を踏まえながら、漏えいの兆候を例示する。

●従業員等の兆候

- ・（業務上の必要性の有無に関わらず）秘密情報を保管しているサーバーや記録媒体へのアクセス回数の大幅な増加

- ・業務上必要性のないアクセス行為（担当業務外の情報が保存されたサーバーやフォルダへの不必要なアクセス、不必要な秘密情報の大量ダウンロード、私物の記録媒体等の不必要な持込みや使用）
- ・自身の業務と関係のない部署への頻繁な出入り
- ・業務量に比べて異様に長い残業時間や不必要な休日出勤
- ・急激に浪費をし始めた
- ・業務用 PC や携帯電話の会社へのメンテナンス等による引渡しの拒否
- ・労働者自身による不要なパスワードの設定、変更
- ・他の労働者との交流が少なくなった（接触を避けている）
- ・給与の引き上げの要請があったが応じなかった

●退職者の兆候

- ・退職前の社内トラブルの存在
- ・競合他社から転職の勧誘を受けていた
- ・元従業員の不審な言動が同僚内の会話で話題になっている
- ・退職者の転職先企業が製造・販売を開始した商品の品質や機能が、特に転職後、自社商品と同水準となった

●取引先の兆候

- ・取引先からの突然の取引の打ち切り
- ・インターネット上での取引先に関する噂
- ・取引先からの、取引内容との関係では必ずしも必要でないはずの業務資料の要請や通常の取引に比べて異様に詳細な情報照会
- ・自社の秘密情報と関連する取引先企業の商品の品質の急激な向上
- ・自社の秘密情報と関連する分野での取引先の顧客・シェアの急拡大
- ・取引先からの異様なほどまでの訪問回数の増加

●外部者の兆候

- ・自社における社員証・パスワードなどの流出、オフィスにおける盗難などの事件の発生
- ・自社会議室における偵察機器（盗聴器など）の発見
- ・競合他社等での秘密情報漏えい、不法侵入等の事案発生
- ・ウィルス対策ソフト、セキュリティ対策機器による警報
- ・自社の秘密情報それ自体ではないが、それと不可分一体のはずの情報が漏えいしていること
- ・電話、メール等を受信した関係者からの通報 ex) 自社の顧客名簿に記載された者が、競合他社から営業の電話を受けたが、その競合他社に連絡先を教えた覚えがないため、不審に思ってその旨連絡をしてきた

(2) 初動対応 (参考：ハンドブック 151～154 ページ)

漏えいの兆候が見られた場合、速やかに事実関係を調査・確認し、被害の拡大防止、企業イメージの保護、迅速かつ適切な法的措置のために、適切な初動をとることが重要となる。

社内調査・状況 の正確な把握

- ・情報漏えいの状況を正確に把握する。
- ・いつ：漏えいの数回や漏えいを把握するまでの時系列
- ・だれが：誰が漏らしたか。会社とどのような関係の人物か
- ・なにを：漏えいした情報の内容、量、どのような形で保存されていた情報か
- ・どのように：どのような方法・原因で漏えいしたか

被害の検証

- ・最悪の事態を想定し、誰にどれだけの損害が生じるか検討する
- ・必要に応じて、拡散防止策（ネットワークからの遮断、ウェブサイト上に情報が掲載された場合の削除要請等）、被害者対応、証拠隠滅や逃走の防止

責任追及

- ・とりうる法的措置の検討、実施

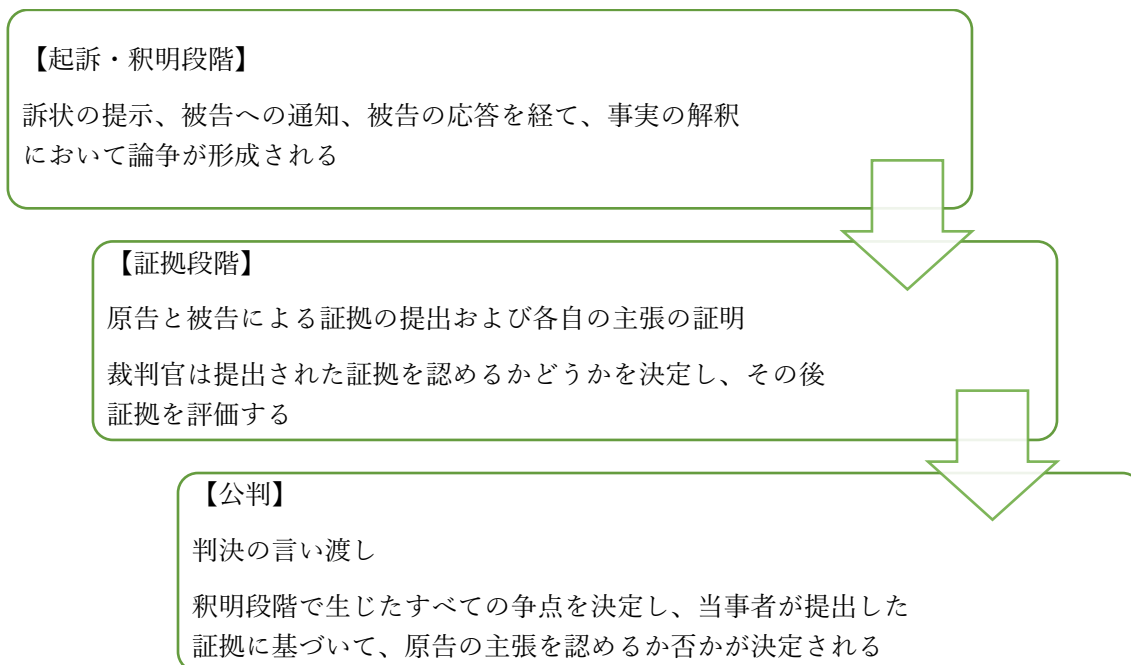
(3) 民事措置

営業秘密の漏えいによる営業秘密保有者の権利侵害に対しては、賠償金が請求できる。その賠償金は、対応する行政手続きを経た後に IMPI に対して申し立てる方法と、直接、連邦レベルの民事裁判所に申し立てる方法が認められる（法 396 条、407 条）。通常の民事裁判として、賠償金を請求する場合、被告に権利侵害行為があったことを原告が証明する必要があることから、単に民事手続きのみで賠償金請求を行うことは非常に難しいと考えられる。

なお、賠償金については、侵害の結果、営業秘密所有者は、証拠と併せて、受け取ることでできなかったであろう利益や違反者が侵害の結果得た利益をもととした価値の指標を提示し、これを考慮し決定される。なお、賠償金額は、営業秘密保有者が提示した指標額の 40%を下回ってはならないこととなっている（法 396 条、397 条）。

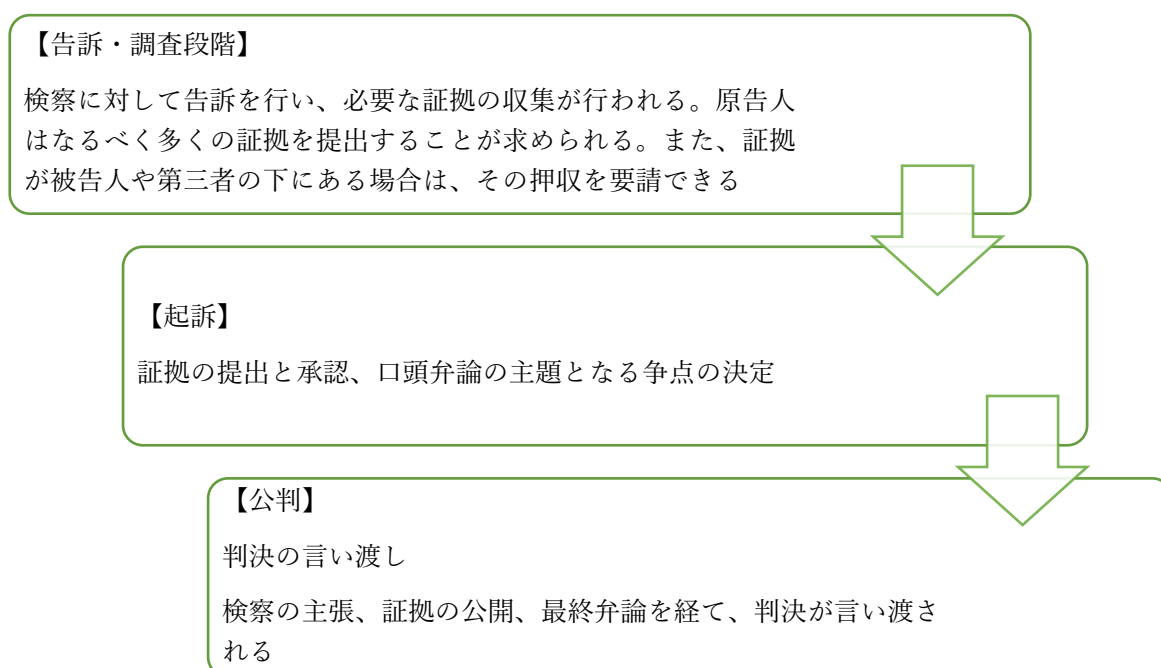
民事訴訟の流れは以下のとおり。

なお、営業秘密の漏えいに関する証拠が、被告や第三者の手元にある場合、原告はその所在を明らかにして、裁判所に対して、当該被告や第三者にそのような証拠を開示させることを請求することができる。



(4) 刑事措置

刑法あるいは法の規定に基づく刑事告訴の措置も取られうる。
流れは次のとおり。



（５）行政措置

前述のとおり、法では、営業秘密に関連する２つの行政違反行為が定められている。１つ目は営業秘密の流用であり、２つ目は営業秘密を使用する製品またはサービスの製造、販売、輸入、輸出、または保管である。この違反について、営業秘密保有者や使用者は IMPI に対し行政違反の宣言を申請することができる。なお、この行政違反の宣言は申立のほか、職権でも開始することができるとなっているが、実際に職権で行われることは極めて少ないと考えられる（法 328 条、329 条）。

行政違反宣言の判断においては、両当事者がそれぞれの主張を証明する十分な証拠を提出しなければならない。証拠が相手方当事者の下にあることを示して証拠として言及した場合、IMPI は当該相手方当事者に対して、十分な機密保持の配慮を行った上でこれを開示させることができる（法 334 条）。IMPI は当事者の主張と証拠を審査し、課される制裁を含めた行政決議を発行する。なお、該当する場合には損害賠償も決議に含まれる場合がある（法 342 条、343 条）。

また、IMPI は、当該違反に関連し、商品等の流通の停止や輸出入・通関手続きの停止を命じることができる（法 344 条）。

（６）行政手続きにおける調停

行政違反宣言の申立てが行われてから決議が発行されるまで、当事者はいつでも調停を申し出ることができる。調停では、IMPI は裁定を下すことなく、当事者は自身の責任で合意を採択することとなる（法 372 条、373 条）。

（７）仲裁

営業秘密の漏えいに関し、仲裁による解決を図ることも考えられる。メキシコにおける仲裁は商法（Código de Comercio）に規定されている。仲裁機関は、国際商業会議所（International chamber of commerce）やメキシコ仲裁センター（Centro de Arbitraje de México）、メキシコシティ商工会議所（Cámara Nacional de Comercio de la Ciudad de México）等が存在する。

仲裁合意は書面においてなされなければならない（商法 1423 条）。従って仲裁による解決を図るためには、その解決方法について当事者の合意が必要となることから、あらかじめ契約書においてこれを定めておくことが望ましい。

仲裁廷は、紛争を解決するために指名された 1 名または複数の仲裁人となる。仲裁人の人数は当事者の合意により自由に決定することができるが、このような合意が存在しない場合には仲裁人は 1 名となる（商法 1416 条、1426 条）。

仲裁人の選任は、当事者間で自由に合意することができる。この場合、仲裁人の国籍も問われない。仲裁人の選任について合意がない場合や単独仲裁人による仲裁において当事者が仲裁人の選任について合意できない場合は、裁判官が、当事者の請求により、仲裁人を選任する。3名の仲裁人を置く仲裁においては、各当事者は、1名の仲裁人を選任し、選任された2名の仲裁人が、3人目の仲裁人を選任する（商法 1427 条）。

仲裁廷が従うべき手続、仲裁の場所、使用言語も当事者の合意により決定することができる（商法 1435 条、1436 条、1438 条）。

当事者による別段の合意がない限り、仲裁廷は、証拠の提示・口頭弁論期日を設けるかどうかを決定する。ただし、仲裁廷は、当事者が口頭弁論期日を設けないと合意しておらず、当事者のいずれかから要求があった場合には、手続の適切な段階で口頭弁論期日を設けなければならない（商法第 1440 条）。

なお、仲裁手続の秘密保持や非公開については規定がない。商法 1435 条は、仲裁手続を決定するための幅広い裁量を当事者に与えており、当事者は、仲裁を秘密にするかどうかを決定する権限を持っていると考えられ、当事者が仲裁合意において非公開を合意した場合は、仲裁人を含めてこれに拘束されると解される。

仲裁判断は書面として作成され、仲裁人により署名がなされる。当該書面には、当事者が別段の合意をしている場合、または和解合意の場合を除き、その判断の根拠となる理由が記載される（商法 1448 条）。

仲裁手続中に当事者が和解に至った場合、仲裁廷は手続を終了する。この時、当事者双方から申出があり、仲裁廷が特段問題ないと判断する場合には、仲裁判断の形式で和解を記録する（商法 1447 条）。

仲裁判断は、いずれの国で為されたかを問わず、拘束力を有するものと認識され、その執行は、仲裁判断が記された書面および仲裁合意が記された書面の原本または認証謄本（*copia certificada*）をもって、裁判所に書面をもって請求する。なお、仲裁判断や仲裁合意がスペイン語で記されていない場合は、認証翻訳者（*perito traductor*）による翻訳を添付しなければならない（商法 1461 条）。仲裁地がメキシコ国内だった場合は、その仲裁地を管轄する連邦または州の第一審裁判所の裁判官が、仲裁地がメキシコ国外だった場合は、執行を受ける当事者または対象の資産の所在地を管轄する連邦または州の第一審裁判所の裁判官となる（商法 1422 条）。

仲裁費用について、当事者は仲裁規則に従う旨の合意をすることが可能である（商法 1452 条）。

当事者の合意がない場合、仲裁廷は仲裁判断において仲裁費用を定める（商法 1453 条）。仲裁廷の費用は、係争額、案件の複雑さ、仲裁人が費やした時間その他関連する事情を考慮して決定される。また、各仲裁人の報酬は、仲裁廷によって決定される（商法 1454 条）。

このような費用は、原則、敗訴した当事者が負担することとなるが、仲裁廷は、事件の状況を考慮し合理的と判断した場合には、仲裁費用を両当事者に負担させることができる（商法 1455 条）。

例えば、メキシコ仲裁センターの場合、係争金額に応じて、管理費や仲裁人費用が定められており、CAM のホームページ^{vi}で確認することができる。2022 年 12 月 1 日以降の仲裁合意に基づく仲裁については、200 万ペソの係争金額の場合、管理費として 4 万 9,600 ペソ、仲裁人費用として 9 万 7,840 ペソと算出される。

（８）証拠の保全（参考：ガイドブック 159～160 ページ）

電子情報など、証拠の種類によっては時間の経過とともに失われるものもあり、迅速な証拠の保全が求められる。特に労働者による漏えいが疑われる場合、会社の対応などを見ながら、証拠の隠滅が行われることも考えられる。漏えいの兆候から初動対応等への各過程において、証拠となるものを確実に収集していくことが求められる。

また、状況に応じて、デジタルフォレンジック等専門家との協力も有効である。

【参考資料：各種関連書類参考書式（フォーム）】

（ア）就業規則（参考和訳付き）

Confidencialidad

Artículo ●: El trabajador se compromete a guardar escrupulosamente los secretos técnicos comerciales y/o de fabricación de los productos a cuya elaboración concurra directa o indirectamente, o de los que tenga conocimiento por razón del trabajo que desempeña, así como de los asuntos administrativos reservados y cuya divulgación pueda causar perjuicios a la Empresa.

秘密保持

第●条：労働者は、生産に直接的または間接的に関わる、または自身が行う業務により知り得た製品の技術的、商業的および/または製造上の秘密、および開示することによって会社に損害を与える可能性のある秘密情報を厳重に保持しなければならない。

Derecho y Obligaciones de los Trabajadores

Artículo ●: Son obligaciones de los trabajadores:

...

- Guardar escrupulosamente los secretos técnicos y comerciales de los cuales tengan conocimientos por razón del trabajo que desempeñan, tanto de la empresa como de terceros que esta tenga derecho de usar, así como de los asuntos administrativos

reservados, cuya divulgación pueda causar perjuicios a la empresa o a cualquier tercero.

...

労働者の権利・義務

第●条：労働者は次の義務を負う。

...

● 職務上知りうる技術的・商業的秘密、会社および会社が使用権を有する第三者の機密、その他公開すると会社または第三者に対して損害を引き起こす可能性のある秘密情報を厳重に保護すること。

...

Artículo ●: Queda prohibido a los Trabajadores:

...

- Entrar a las instalaciones de la empresa después de las horas de labores, sin la previa autorización de su Jefe Inmediato Superior.
- Fumar o usar teléfono celular, fuera de las áreas designadas para tal efecto.
- Efectuar trabajos personales a clientes de la Empresa o terceros dentro de las horas de trabajo o cuando se encuentre el Trabajador ejecutando alguna labor encomendada por la Empresa.
- Sustraer de la Empresa útiles de trabajo, materiales u objetos que no le pertenezcan, sin permiso y/o procedimiento autorizado por la Empresa.
- Introducir a las instalaciones de la Empresa, sin autorización, a personas u objetos extraños.

...

第●条：労働者は次の事項を行ってはならない

...

- 直属の上司の許可なく、勤務時間後に会社の施設に立ち入ること
- 決められた場所以外で、喫煙や携帯電話を使用すること
- 勤務時間内、もしくは会社から指示された業務を行っているときに、会社の顧客や第三者のための個人的な業務を行うこと
- 会社の許可を得ず、または会社が定めた手続きを経ずに、自身の所有物ではない会社の工具、資材等を持ち出すこと
- 許可なく、外部の人や物を会社の施設内に招きまた持ち込むこと

...

Medidas Disciplinarias y Sanciones

Artículo ●: Sin defecto de lo dispuesto por el artículo 47 de la LEY, será motivo de rescisión de la relación de trabajo la infracción a las fracciones ●, ●, ● del artículo ● y las fracciones ●, ●, ●, ● del artículo ● del Presente Reglamento.

懲戒処分と懲戒

第●条：法第 47 条の規定に反しない限り、本規定の第●条第●、●、●号、および第●条第●、●、●号の違反は、雇用関係終了の事由となる。

なお、メキシコにおいて就業規則の制定は義務とはなっていないが、就業規則を定めた場合は、使用者の代表者と労働者の代表者からなる混合委員会（Comision Mixta）にて承認し、両当事者が合意した場合は、署名後 8 日以内に連邦労働調停登録センター（Centro Federal de Conciliación y Registro Laboral）に届出なければならない（連邦労働法 424 条）

（イ）従業員との秘密保持契約書（参考和訳付き）

ACUERDO DE CONFIDENCIALIDAD Y NO DIVULGACIÓN CELEBRADO EL [DD MM DE AAAA], ENTRE [Nombre de Empresa], EN ADELANTE “LA EMPRESA”, REPRESENTADA POR EL C. [Nombre de Representante Legal] Y EL C. [Nombre de Trabajador], EN ADELANTE “EL EMPLEADO”, A QUIENES CONJUNTAMENTE SE LES DENOMINARÁ LAS “PARTES”, Y QUE ESTÁN OBLIGADAS AL TENOR DE LAS SIGUIENTES DECLARACIONES Y CLÁUSULAS:

（法定代理人氏名）が法定代理人を務める（会社名）（以下、「会社」）と（従業員氏名）（以下、「従業員」）（総じて「両当事者」）は、（年月日）に秘密保持契約を締結し、以下の各条項に拘束される。

DECLARACIONES DE LA EMPRESA:

I. LA EMPRESA declara, a través de su representante legal, que está legalmente constituida bajo las leyes mexicanas y tiene su domicilio en: [Domicilio] y se encuentra inscrita en el Registro Federal de Contribuyentes del Servicio de Administración Tributario dependiente de la Secretaría de Hacienda y Crédito Público, con el número [RFC].

II. LA EMPRESA declara que su representante legal tiene poderes suficientes para celebrar el presente Acuerdo.

「会社」による宣言

I. 「会社」は、メキシコの法律にもとづき設立されており、（住所）に所在し、大蔵公債省国税庁に（納税者番号）にて納税者登録されていることを証する。

II. 「会社」は、その法定代理人が、本契約を締結するために必要な権限を有することを証する。

DECLARACIONES DEL EMPLEADO:

- I. EL EMPLEADO declara que firma el presente Acuerdo otorgando su voluntad, con sus facultades mentales.

「労働者」の宣言

- I. 「従業員」は、自らの意思でこれに署名することを証する。

DECLARACIONES DE LAS PARTES:

- I. LAS PARTES mantienen actualmente una relación laboral.
II. LAS PARTES reconocen la personalidad con la que comparecen en la firma del presente Acuerdo.

両当事者の宣言

- I. 両当事者は、現在雇用関係を有する。
II. 両当事者は、本契約を締結する際にどのような人格を有するかを確認した。

CLÁUSULAS

条項

PRIMERA.

OBJETO DEL ACUERDO DE CONFIDENCIALIDAD

El presente Acuerdo tiene como objetivo proteger la información que pertenece a LA EMPRESA y establecer los términos y condiciones bajo los cuales EL EMPLEADO mantendrá la confidencialidad de los datos e información, ya sea de forma oral, gráfica, escrita u otros; transmitidos o divulgados por LA EMPRESA u obtenidos o revelados a través de actividades laborales bajo LA EMPRESA.

第一条

本契約の目的

本契約の目的は、「会社」に属する情報を保護し、「会社」が開示し、または「会社」における業務を通じて取得もしくは開示を受けたデータおよび情報であって、口頭、図面、書面等の形態を問わず、「従業員」がこの機密性を維持するための条件を確立することである。

SEGUNDA.

INFORMACIÓN CONFIDENCIAL

Se considerará Información Confidencial cualquier información perteneciente a LA EMPRESA u obtenida por LA EMPRESA de sus clientes, proveedores, vendedores o cualquier otra persona, que no sea de conocimiento general en la industria o por el público, cuya divulgación podría resultar perjudicial para LA EMPRESA, sus empresas matrices, empresas subsidiarias o empresas afiliadas. Incluye, entre otros, información técnica, información industrial, información financiera, proyecciones y pronósticos financieros, conceptos, ideas, conocimientos, técnicas, know-how, planes de negocios, diseños, dibujos, borradores, diagramas, textos, modelos, muestras, bases de datos, programas, aplicaciones, listas de precios, planes y estrategias, costos, listado e información de clientes, información de proveedores y vendedores, planes y estrategias de marketing, estudios de mercado, así como cualquier otra información de carácter personal o comercial, independientemente de su presentación o distribución. formato, ya sea oral, escrito, visual, grabado en soporte magnético o por cualquier otro medio o soporte, tangible o intangible, actualmente conocido o por conocer.

Asimismo, se considerará Información Confidencial no sólo la información que esté marcada como confidencial al momento de estar a disposición de EL EMPLEADO sino también aquella cuya confidencialidad se deduzca por la naturaleza de la información o las circunstancias que rodearon la información.

Este Acuerdo y cada cláusula del mismo también son Información Confidencial.

Información Confidencial no incluye información que ya está disponible al público sin acto ilícito o incumplimiento por parte de EL EMPLEADO, que pasa a estar disponible al público sin culpa alguna de EL EMPLEADO, o que debe divulgarse de conformidad mediante orden judicial o de autoridad gubernamental, siempre que EL EMPLEADO notifique prontamente a LA EMPRESA de dicha solicitud.

第2条

機密情報

機密情報は、「会社」に属する情報、または「会社」がクライアント、サプライヤー、ベンダー、またはその他の人物から取得した情報であり、業界内または一般に知られておらず、その開示が「会社」、その親会社、子会社、関連会社に不利益となる可能性がある情報である。これには、口頭、書面、視覚的、磁気媒体に記録された、または有形か無形か、現在知られているか、または今後知られるかを問わずその他の手段また形態の技術情報、産業情報、財務情報、財務予測および計画、コンセプト、アイデア、知識、技術、ノウハウ、事業計画、設計、デザイン、図画、図表、草稿、図面、テキスト、モデル、サンプル、ベースデータ、プログラム、アプリケーション、価格表、企画戦略、コスト、顧客リストと情報、サプライヤーと販売者の情報、マーケティング計画と戦略、市場調査、その他の個人情報または商業情報などが含まれる。

同様に、機密情報は、「従業員」に提供された時点で機密としてマークされている情報だけでなく、情報の性質または情報を取り巻く状況によって機密性が推定される情報も含むものとする。

本契約および本契約の各条項も機密情報となる。

機密情報には、「従業員」の違法行為や不遵守なくして公知となった情報、「従業員」の過失なしに公知となった情報、または「従業員」がその要請を「会社」に速やかに通知することを条件として、裁判所命令または裁判所命令に従って開示する必要がある情報は含まれない。

TERCERA.

OBLIGACIÓN DE SECRETO Y CONFIDENCIALIDAD

De conformidad con la fracción XIII del artículo 134 de la Ley Federal del Trabajo, EL EMPLEADO se obliga a no divulgar ni utilizar la Información Confidencial para beneficio propio o de terceros, ya sea directa o indirectamente, y a mantener la más estricta confidencialidad de la Información Confidencial, en su caso, advirtiéndolo de dicho deber de confidencialidad y secreto a sus compañeros de trabajo, asociados y cualquier persona, que deba tener acceso a la Información Confidencial por su cargo o relación con EL EMPLEADO.

EL EMPLEADO se compromete a poner los medios necesarios para que la Información Confidencial no sea divulgada ni transferida. EL EMPLEADO adoptará a la Información Confidencial las mismas medidas de seguridad que a la información de su propiedad, evitando su pérdida o robo.

Además, EL EMPLEADO tiene prohibido divulgar Información Confidencial por cualquier medio, como, entre otros, publicar en redes sociales, para cualquier propósito. EL EMPLEADO se compromete, en su caso, a advertir a sus compañeros de trabajo de la existencia del deber de confidencialidad, y a cualquier persona a quien haga accesible la Información Confidencial, responsabilizándose del uso indebido de la Información Confidencial.

EL EMPLEADO se compromete a que el uso de la Información Confidencial sólo estará encaminada a la consecución de objetivos propios de la relación laboral, y no otros, y sólo será de conocimiento para las personas estrictamente necesarias para su uso y cumplimiento.

第3条

機密保持義務

連邦労働法第134条第13号の規定に従い、「従業員」は、直接か間接かを問わず、自身または第三者の利益のために機密情報を開示または使用せず、機密情報の機密性を厳格に維持しなければならない。また、必要に応じて、機密情報にアクセスする必要がある同僚や関係者、その他の人物に対して、機密保持義務について警告しなければならない。

「従業員」は、機密情報が開示または譲渡されないように必要な手段を講じるものとする。「従業員」は、機密情報に対しても自分の情報財産と同じセキュリティ対策を講じ、紛失や盗難を防止するものとする。

さらに、「従業員」は、目的を問わず、ソーシャル ネットワークへの投稿などのいかなる手段によっても機密情報を開示してはならない。

「従業員」は、適宜、機密保持義務の存在を同僚、および機密情報にアクセスできるようにした人に対して警告し、機密情報の不適切な使用については責任を負う。

「従業員」は、機密情報の使用は雇用関係の目的を達成することのみを目的としており、その他の目的を達成することを目的とせず、機密情報はその使用や実施に厳密に必要な人々にのみ知られるものであること確認する。

CUARTA.

DERECHOS DE PROPIEDAD INTELECTUAL

Los derechos de propiedad intelectual de la Información Confidencial revelada a EL EMPLEADO bajo el Acuerdo pertenecen a LA EMPRESA o su propio titular y el hecho de revelarla a EL EMPLEADO bajo la relación laboral no cambiará dicha situación.

Las cláusulas de este Acuerdo no pueden interpretarse en el sentido que otorga EL EMPLEADO, explícita o implícitamente, una licencia, cesión de una patente o una patente pendiente de concesión, derechos de autor, derechos de diseños industriales y modelos de utilidad, de secretos industriales, de marcas o de know-how, o cualquier otro derecho de propiedad intelectual que se aplique a toda o parte de la información contenida en este Acuerdo.

第 4 条

知的財産権

本契約に基づいて「従業員」に開示された機密情報の知的財産権は「会社」またはその所有者に帰属し、雇用関係に基づいて従業員に開示したという事実によって当該状況が変わることはない。

本契約の条項は、明示的または黙示的を問わず、「従業員」がライセンス、特許や出願中特許、著作権、実用新案権、意匠権、商標権、工業秘密やノウハウに係る権利、または本契約に言及のある情報の全部または一部に生じるその他の知的財産権を付与されるという意味で解釈されない。

QUINTA.

DURACIÓN

Este Acuerdo entra en vigor a partir de la fecha de su firma indicada en el encabezado. LAS PARTES acuerdan que, a partir de dicha fecha, estará vigente mientras exista la relación laboral entre LAS PARTES.

Sin embargo, este Acuerdo podrá ser modificado o terminado repentinamente mediante el consentimiento expreso por escrito de LAS PARTES.

Las disposiciones relativas a la obligación de confidencialidad establecidas en este Acuerdo se aplicarán durante toda la vigencia de este Acuerdo y prevalecerán durante los 2 años posteriores a su terminación.

En relación con la Información Personal, EL EMPLEADO tiene que mantenerla estrictamente confidencial por tiempo indefinido.

第5条

期間

本契約は、冒頭に記された署名日から発効する。両当事者は、当該日付から両当事者間の雇用関係が存在する限り、これが有効であることを確認する。

ただし、本契約は両当事者の書面による明示的な同意によって変更または終了することができる。

本契約に定められた機密保持義務に関する規定は、本契約の有効期間中はもちろん、期間終了後も2年間有効とする。

個人情報に関しては、「従業員」はそれを無期限に厳重に機密として保持しなければならない。

SEXTA.

RESTITUCIÓN Y DESTRUCCIÓN DE INFORMACIÓN CONFIDENCIAL

En caso de terminación de este Acuerdo, independientemente de su causa, EL EMPLEADO se compromete a devolver toda la Información Confidencial, todas las copias del mismo y los equipos, materiales, documentos, etc. que contengan Información Confidencial proporcionada por LA EMPRESA u obtenida por EL EMPLEADO durante sus labores a LA EMPRESA, o destruirlo en presencia de un representante autorizado por LA EMPRESA. Además, EL EMPLEADO certificará por escrito a LA EMPRESA la devolución y destrucción, según corresponda, de la Información Confidencial.

En caso de que EL EMPLEADO no cumpla con la devolución o destrucción según lo requerido en esta cláusula, se aplicará lo dispuesto en la cláusula séptima de este Acuerdo.

第6条

機密情報の返還と破棄

本契約が終了する場合、その理由に関わらず、「従業員」は、「会社」から提供された、または「会社」での勤務中に「従業員」が取得したすべての機密情報、そのすべてのコピー、および機密情報を含む機器、資料、書類などを返却すること、または、「会社」が承認する人の立会いのもと破棄することに同意する。また、必要がある場合は、「従業員」は、機密情報の返還および破棄を書面で会社に証明するものとする。

「従業員」が本条項で要求されている返却または破棄に従わない場合には、本契約の第7条の規定が適用される。

SÉPTIMA.

INCUMPLIMIENTO DEL ACUERDO

Cualquier incumplimiento de cualquier disposición del presente Acuerdo conllevará la obligación para EL EMPLEADO que cometió dicho incumplimiento, de pagar a LA EMPRESA una indemnización compensatoria por daños y perjuicios.

Asimismo, en caso de incumplimiento de la obligación de confidencialidad prevista en este Acuerdo, la relación laboral se dará por terminada sin responsabilidad alguna por parte de LA EMPRESA, de conformidad con la fracción IX del artículo 47 de la Ley Federal del Trabajo.

El incumplimiento de la obligación de confidencialidad prevista en este Acuerdo podrá constituir en un delito penal o podrá dar lugar a sanciones, quedando EL EMPLEADO sujeto a las sanciones que señalan la Ley Federal de Protección a la Propiedad Industrial, el Código Penal Federal y cualquier otra ley aplicable.

EL EMPLEADO reconoce que el incumplimiento de la obligación de confidencialidad establecida en este Acuerdo puede causar daños a las empresas involucradas. En cualquier caso, de incumplimiento de la obligación de confidencialidad, LA EMPRESA y/o cualquiera de las empresas con las que LA EMPRESA tenga la relación comercial tendrán los siguientes derechos:

- a) Requerir y obtener una orden judicial de un Tribunal Competente para evitar que EL EMPLEADO incumpla o amenace con incumplir su obligación de confidencialidad;
- b) Reclamar la reparación o denuncia penal ante el Fiscalía correspondiente para iniciar el procedimiento penal correspondiente; y
- c) Exigir a EL EMPLEADO la reparación y el pago de los daños causados.

Cada vez que EL EMPLEADO incumpla o amenace con incumplir su obligación de confidencialidad, las empresas antes mencionadas tendrán los derechos antes descritos, incluso después de la terminación del presente Acuerdo.

第 7 条

契約違反

本契約のいずれかの規定に違反した場合、違反した「従業員」は、「会社」に対して損害賠償を支払わなければならない。

また、本契約に規定する機密保持義務が順守されない場合、「会社」は、連邦労働法第 47 条第 9 号の規定に従い、責任を負うことなく、雇用関係を終了させるものとする。

本契約に規定されている機密保持義務を遵守しない場合は、刑事犯罪となり、または罰が科される恐れがあり、「従業員」は、連邦産業財産権法、連邦刑法、その他適用され得る法の制裁の対象となり得る。

「従業員」は、本契約に定められた機密保持義務を遵守しない場合、関連する企業に損害が生じる可能性があることを確認する。どのような場合でも、機密保持義務に違反した場合、「会社」および「会社」と商業的関係のある企業は、次の権利を有するものとする。

- a) 「従業員」の機密保持義務違反や違反の恐れを止めるために管轄裁判所に裁判所命令を請求し取得すること
- b) 対応する刑事手続きを開始するために、管轄となる検察に告訴すること
- c) 「従業員」に損失の回復と損害賠償を請求すること

「従業員が機密保持義務に違反した場合、または違反する恐れがある場合には、本契約の終了後であっても、前述の企業らはこれらの権利を有するものとする。

OCTAVA.

NO COMPETENCIA

EL EMPLEADO reconoce y se compromete a no competir con LA EMPRESA o cualquier otra empresa a la que LA EMPRESA preste servicios, directa o indirectamente y de cualquier forma, durante la relación laboral que exista entre LAS PARTES.

Asimismo, EL EMPLEADO no podrá realizar ningún negocio directamente con un socio, director, ejecutivo, empleado o consultor técnico, industrial o administrativo de personas naturales o jurídicas que LA EMPRESA preste servicios en relación con el servicio prestado por LA EMPRESA durante la relación laboral que exista entre LAS PARTES.

第8条

競業禁止

「従業員」は、両当事者間に雇用関係がある間、直接的か間接的かを問わず、「会社」または「会社」がサービスを提供する他の企業と競合しないことを確認し、保証する。

また、「従業員」は、両当事者間に雇用関係がある期間中、「会社」の出資者、取締役、執行役員、従業員、技術・産業・経営コンサルタント、会社がサービスを提供する事業者と直接取引を行ってはならない。

NOVENA.

DIVISIBILIDAD

Cada cláusula de este Acuerdo pretenderá ser separable de las demás, de modo que, si alguna cláusula o término del mismo se considera ilegal o inválida por cualquier motivo, dicha ilegalidad o invalidez no afectará la validez de los términos y cláusulas restantes del mismo.

第9条

可分性

本契約の各条項は、他の条項から分離できるものであり、理由の如何を問わず、本契約の条項が違法または無効であるとみなされた場合には、かかる違法または無効性は本契約の他の条項に影響を与えないものとする。

DÉCIMA.

JURISDICCIÓN Y LEY APLICABLE

LAS PARTES reconocen estar vinculadas por el presente Acuerdo, así como por sus correspondientes anexos y modificaciones, en su caso, y sus efectos jurídicos y se comprometen a cumplirlo de buena fe.

Cualquier litigio relacionado, en especial, pero no sólo con la formación, validez, interpretación, suscripción, existencia, ejecución o terminación de este Acuerdo y, en general, con la relación establecida entre LAS PARTES se sujetará a las leyes de los Estados Unidos Mexicanos.

Para la interpretación y cumplimiento del presente Acuerdo, LAS PARTES acuerdan someterse a la jurisdicción y competencia de los Tribunales Federares, con renuncia expresa a cualquier otro fuero que por cualquier motivo pudiera corresponderles.

第 10 条

裁判管轄および適用法

両当事者は、本契約、該当する場合はその対応する付属書および修正条項、およびそれらの法的効果に拘束されることを認め、誠意を持ってこれに従うことを保証する。特に、本契約の成立、有効性、解釈、合意、存在、履行または終了、および一般に当事者間で確立された関係に関連するすべての紛争は、メキシコ合衆国法に従うものとする。

本契約の解釈と遵守に関して、両当事者は、連邦裁判所の管轄権と権限に従うことに同意し、理由の如何を問わず、それに対応するその他の管轄権を明示的に放棄する。

DECIMO PRIMERO. (※)

IDIOMAS

Este Acuerdo se firmará tanto en español, como en [*idioma*], y todos los textos serán obligatorios y constituirán un mismo documento. En caso de contradicción, duda o discrepancia entre las versiones, prevalecerá la del idioma español.

第 11 条 (※)

言語

本契約はスペイン語と(言語)の両方に署名され、全てが同じ文書を構成し、拘束力を持つ。両言語間に矛盾や疑義、相違がある場合は、スペイン語が優先される。

EN VIRTUD DE LO CUAL, LAS PARTES presentes han FIRMADO y ejecutado este Acuerdo en el día y año establecidos anteriormente.

以上より、両当事者は、冒頭に記載の日に本契約に署名しこれを締結した。

※契約書が 1 言語のみで作成される場合は不要

(ウ) 退職後の協業避止条項（参考和訳付き）

●

No Competencia

En virtud del riesgo que afronta la Empresa, por el acceso a información privilegiada y/o confidencial, así como a secretos industriales y/o comerciales a los que el Trabajador tuvo acceso en virtud del puesto que desempeño dentro de la Empresa, El Trabajador se obliga, un plazo de [*duración*] contados a partir de la firma del presente Acuerdo, para proteger los intereses económicos y comerciales de la Empresa, a abstenerse totalmente de realizar las conductas que se enlista a continuación:

- Buscar con fines laborales a los empleados de la Empresa.
- Contactar a los proveedores de la Empresa.
- Contactar a los clientes de la Empresa.
- Contactar a los aliados comerciales de la Empresa.
- Divulgar por cualquier medio los secretos industriales o comerciales de la Empresa.
- Utilizar en beneficio propio o de un tercero los secretos industriales o comerciales de la Empresa.
- Utilizar la marca o signo distintivo de la Empresa sin su autorización.
- Trabajar para cualquier empresa competidora dentro del giro industrial.
- Fundar, constituir o iniciar una empresa que pudiera llegar a competir dentro del giro industrial.
- Asesorar o prestar servicios de consultoría en favor de cualquier empresa competidora dentro del giro industrial.
- Ser socio o accionista del órgano de administración de cualquier sociedad cuyo objeto social sea similar en actividades a las que realiza la Empresa.
- Lucrar de cualquier manera con información confidencial o privilegiada que pudiera implicar un perjuicio o la pérdida de una ventaja para la Empresa.

第●条

競業避止

特権情報および/または機密情報、ならびに労働者が会社内での地位に基づいてアクセスできた産業秘密および/または商業秘密へのアクセスによる会社が直面する

リスクを考慮し、労働者は、会社の経済的および商業的利益を保護するために、本契約の署名から（期間）は、以下に挙げる行為を完全に行わないことを保証する。

- ・採用目的で会社の従業員に対し求人すること。
- ・会社のサプライヤーに連絡を取ること。
- ・会社の顧客に連絡を取ること。
- ・会社の商業提携先に連絡を取ること。
- ・いかなる手段によっても会社の産業上または商業上の秘密を開示すること。
- ・会社の産業上または商業上の秘密を自身または第三者の利益のために使用すること。
- ・会社の商標または独特の標識を許可なく使用すること。
- ・会社の産業分野の競合企業で働くこと
- ・産業分野で競合となるような会社を設立、創設、または起業すること。
- ・産業分野の競合企業に有利なアドバイスをしたり、コンサルティングサービスを提供したりすること。
- ・会社が実施する活動と企業目的が類似している企業の経営機関のメンバーとなるパートナーまたは株主となること。
- ・会社に損害を与えたり、会社が利益を失ったりする可能性のある機密情報や特権情報から何らかの形で利益を得ること。



Contraprestación a No Competencia

La Empresa se obliga a pagar en favor del Trabajador, por concepto de Contraprestación a cambio de su abstención de competir con la Empresa, la cantidad total de \$[Monto] (*Monto a letras, -pesos 00/100 M.N.*), en una solo exhibición a la firma del presente acuerdo.

第●条(※)

競業避止への対価

会社は、労働者が会社との競争を放棄することの対価として、本契約に署名する際に、総額\$（金額）（金額（文字））を一括で支払うものとする。



Incumplimiento a No Competencia (※)

Las Partes establecen que, para el caso de incumplimiento a clausula anterior denominada “No Competencia”,

- i) el Trabajador se obliga a pagar en favor de la Empresa, por concepto de Pena Convencional la cantidad de \$[Monto] (*Monto a letras, -pesos 00/100 M.N.*). o
- ii) la Empresa podrá optar por exigir el pago de daños y perjuicios por dicho incumplimiento. En cuyo caso, la Empresa podrá optar por proceder judicialmente en contra del Trabajador y/o en contra de un tercero que haya sido beneficiado por el incumplimiento por parte del Trabajador, siempre y cuando dicho incumplimiento genere daños y/o perjuicios en detrimento de la Empresa.

En ese sentido, será la Empresa quien tendrá la facultad, en caso de incumplimiento, de optar por demandar el exigiendo el pago de la cantidad establecida como pena convencional u exigiendo el pago de daños y/o perjuicios por parte del Trabajador y/o un tercero beneficiado por el incumplimiento.

第●条

違反

両当事者は、前条「競業禁止」違反があった場合には、次に従う。

- i) 労働者は会社に対して違約金\$（金額）（金額（文字））を支払う。または
 - ii) 会社は、かかる不遵守に対して損害賠償の支払いを要求する。この場合、会社は、当該不遵守により会社に損害や損失が生じる場合に限り、当該労働者に対して、および/または労働者の不遵守により利益を得た第三者に対して、訴訟を起こすことを選択することができる。
- この点に関し、会社は、違反があった場合に、違約金として定められた金額の支払いを求めるか、損害賠償や損失の支払いを労働者および/または違反によって利益を得ている第三者に求めるかを選択する権限を持つ。

退職時に退職合意書を作成することも多いため、退職合意書に記載することを前提として作成した。

※競業禁止の対価を支払う場合を想定して作成していることから、これを支払わない場合は、変更が必要となる。

(エ) 取引先との秘密保持契約（参考和訳付き）、取引先の管理体制チェックシート

●取引先との秘密保持契約

CONVENIO DE CONFIDENCIALIDAD CELEBRADO EL [DD MM DE AAAA], ENTRE [Nombre de Empresa], EN ADELANTE “LA EMPRESA”, REPRESENTADA POR EL C. [Nombre de Representante Legal] Y [Nombre de Empresa], EN ADELANTE “*****”, REPRESENTADA POR EL C. [Nombre de Representante Legal], A QUIENES CONJUNTAMENTE SE LES DENOMINARÁ LAS “PARTES”, Y QUE ESTÁN OBLIGADAS AL TENOR DE LAS SIGUIENTES DECLARACIONES Y CLÁUSULAS:

（法定代理人氏名）が法定代理人を務める（会社名）（以下、「会社」）と（法定代理人指名（会社名）（以下、「***」）（総じて「両当事者」）は、（年月日）に秘密保持契約を締結し、以下の各条項に拘束される。

DECLARACIONES

I. Declara EL EMPRESA, a través de su representante que:

1. Su representada es una sociedad constituida de acuerdo con las leyes de los Estados Unidos Mexicanos como consta en la escritura pública _____ de fecha ____ de _____ de _____, otorgada ante la fe del Notario Público número _____, _____, la cual ha quedado debidamente inscrita en el Registro Público de la Propiedad y de Comercio de _____, bajo el folio mercantil electrónico número _____ el ____ de _____ de _____.
2. El (Representante legal), se encuentra debidamente facultado para actuar en su representación y obligarlo en los términos de este Acuerdo, lo que acredita con copia de la escritura número _____ de fecha ____ de _____ de _____, otorgada ante la fe del Notario Público número _____, facultades que hasta la fecha no le han sido revocadas, modificadas y/o limitadas en forma alguna.
3. Que señala como domicilio para todos los efectos derivados del presente Convenio el _____ ubicado _____ en _____ calle _____.
3. Que está debidamente inscrita en el Registro Federal de Contribuyentes del Servicio de Administración Tributaria adscrito a la Secretaría de Hacienda y Crédito Público, con cédula de identificación fiscal _____.

II. Declara ***, a través de su representante que:

1. Su representada es una sociedad constituida de acuerdo con las leyes de los Estados Unidos Mexicanos como consta en la escritura pública _____ de fecha ____ de _____ de _____, otorgada ante la fe del Notario Público número _____, _____, la cual ha quedado debidamente inscrita en el Registro Público de la Propiedad y de Comercio de _____, bajo el folio mercantil electrónico número _____ el ____ de _____ de _____.
2. El [Representante legal], se encuentra debidamente facultado para actuar en su representación y obligarlo en los términos de este Acuerdo, lo que acredita con copia de la escritura número _____ de fecha ____ de _____ de _____, otorgada ante la fe del Notario Público número _____, facultades que hasta la fecha no le han sido revocadas, modificadas y/o limitadas en forma alguna.

3. Que señala como domicilio para todos los efectos derivados del presente Convenio el _____ ubicado _____ en _____ calle _____.
4. Que está debidamente inscrita en el Registro Federal de Contribuyentes del Servicio de Administración Tributaria adscrito a la Secretaría de Hacienda y Crédito Público, con cédula de identificación fiscal _____.

III. Declaran LAS PARTES conjuntamente, que:

1. Se reconocen mutuamente la personalidad con la que se ostentan a la celebración del presente Convenio.
2. Es su voluntad celebrar el presente Convenio con la finalidad de proteger la información confidencial propiedad de LAS PARTES que se lleguen a intercambiar con el objetivo de _____
(en lo sucesivo “el Propósito”).

Con base en las anteriores declaraciones, LAS PARTES convienen en otorgar las siguientes:

宣言

I. 「会社」は次のとおり宣言する

1. 「会社」は、公証人番号（番号），（氏名）によって証される、（年月日）付の公正証書（番号）に記載されているように、メキシコ合衆国の法律に従って設立された会社であり、（州）の商業登記簿に番号（番号）にて登録されている。
2. （法定代理人）には、「会社」に代わって行動し、本契約の条項に基づいて「会社」を拘束する権限が正式に、現在までにいかなる形でも取り消され、変更され、および/または制限されずに与えられており、公証人によって交付された、____年____日付の証書番号（番号）の写しを添付する。。
3. これは、本契約に基づくあらゆる目的において、（住所）にある住所を示す。
4. 大蔵公債省に付属する国税庁の連邦納税者登録簿に、納税者識別カード _____を以て正式に登録されている。

II. 「***」は次のとおり宣言する

5. 「***」は、公証人番号（番号），（氏名）によって証される、（年月日）付の公正証書（番号）に記載されているように、メキシコ合衆国の法律に従って設立された会社であり、（州）の商業登記簿に番号（番号）にて登録されている。
6. （法定代理人）には、「会社」に代わって行動し、本契約の条項に基づいて「会社」を拘束する権限が正式に、現在までにいかなる形でも取り消され、変更され、および/または制限されずに与えられており、公証人によって交付された、____年____日付の証書番号（番号）の写しを添付する。。
7. これは、本契約に基づくあらゆる目的において、（住所）にある住所を示す。

8. 大蔵公債省に付属する国税庁の連邦納税者登録簿に、納税者識別カード
_____を以て正式に登録されている。

III. 両当事者はともに次のことを宣言します。

1. 両者は、本契約を締結する人格を相互に認識します。

2. 両当事者は、その意思で（目的）する目的で本契約を締結する。

上記の宣言に基づいて、両当事者は以下を確認する。

CLÁUSULAS

条項

PRIMERA.

OBJETO DEL COMVENIO DE CONFIDENCIALIDAD

El objeto del presente Convenio es que LAS PARTES guarden estricta confidencialidad sobre la información propiedad de éstas, que se compartan entre sí ya sea de manera oral, escrita, por medios electrónicos, ópticos, electromagnéticos o por cualquier otro medio.

Se entenderá por Parte Receptora aquella que reciba “Información Confidencial” de la Parte Propietaria que será aquella dueña de la “Información Confidencial” entregada. La Parte Receptora podrá utilizar la “Información Confidencial” única y exclusivamente para el propósito para el cual fue expresamente proporcionada y no podrá divulgarla ni utilizarla en forma alguna total o parcialmente, por sí o por interpósita persona, sin el consentimiento previo y por escrito de la Parte Propietaria de la información.

La información proporcionada con anterioridad a esta fecha, y que haya sido marcada como Confidencial, recibirá el mismo tratamiento a aquella información que se contenga bajo y con fecha posterior a la firma del presente.

Salvo en los casos expresamente establecidos en este Convenio, LAS PARTES se obligan a mantener rigurosamente en secreto y como confidencial la información de cada una de ellas, por lo que en ningún momento y bajo ninguna circunstancia podrán directa o indirectamente, divulgar, copiar, reproducir, alterar, revelar, o de cualquier otra manera hacerla del conocimiento de cualquier tercero en forma total o parcial, ni podrán explotar por sí o por interpósita persona, cualquier porción o la totalidad de la “Información Confidencial”.

No obstante, para los efectos de este Convenio, la Parte Receptora de la “Información Confidencial” estará exenta de guardar la confidencialidad respecto de aquella información que:

- A) Haya sido puesta a disposición por un tercero, sin que esa divulgación quebrante o viole una obligación de confidencialidad de conformidad con este Convenio y las leyes aplicables de la materia.
- B) Previamente a su divulgación fuese conocida por LAS PARTES, libre de cualquier obligación de mantenerla como Información Confidencial, según se evidencie por documentación que posea.
- C) Sea o llegue a ser del dominio público o de carácter público con antelación o posterioridad a la celebración del presente Convenio sin mediar incumplimiento de este Convenio por alguna de LAS PARTES.
- D) Haya sido desarrollada por cualquiera de LAS PARTES sin que dicha Parte haya tenido acceso a la Información Confidencial de la otra; y
- E) Haya sido autorizada por la Parte Propietaria de la “Información Confidencial” para ser revelada, o que dicha Parte ya no la considere como “Información Confidencial” o privilegiada y así lo haya hecho saber.

Si a alguna de LAS PARTES se le solicitare o requiriere, por disposición de ley por parte de la autoridad judicial o administrativa competente a través de mandato escrito de conformidad con la legislación aplicable, como resultado de un procedimiento judicial o administrativo para revelar total o parcialmente la “Información Confidencial”, la Parte que haya sido requerida conviene en informar inmediatamente a la Parte Propietaria de dicha información confidencial de tal requerimiento, lo anterior con la finalidad de que esta última tenga conocimiento de tal hecho, y si fuere el caso, esté en posibilidad de ejercer las medidas o recursos legales necesarios para una adecuada defensa si lo estima conveniente conforme a sus intereses.

Asimismo, la Parte Receptora se obliga a dar únicamente la “Información Confidencial” que le haya sido expresamente requerida por las autoridades judiciales o administrativas, haciendo su mejor esfuerzo para que en caso de que la autoridad no haya especificado el tipo de información requerida, realice el mejor método posible para afectar lo menos posible la obligación de no divulgar la “Información Confidencial”. Para estos efectos la Parte que sea requerida para entregar la información deberá incluir en su respuesta la especificación de que la misma se encuentra protegida y clasificada como Confidencial en términos del presente Convenio.

第一条

本契約の目的

本契約の目的は、両当事者が、口頭、書面、電子的、光学的、電磁的、その他の手段を問わず、両当事者が所有する情報について厳格な機密を保持することである。

「受領者」は、引き渡された「機密情報」の所有者となる所有当事者から「機密情報」を受け取る者として理解される。

受領当事者は、明示的に提示された目的のためにのみ「機密情報」を使用することができ、所有当事者の事前の書面による同意がない限り、単独または仲介者を通じて、全体的または部分的にいかなる方法でも開示または使用することはできない。本締結日より前に提供され、機密としてマークされている情報は、この文書に署名された後に扱われる情報と同じ扱いを受けるものとする。

本契約で明示的に定められている場合を除き、両当事者は、各当事者の情報を厳重に機密に保つことを約束し、いかなる時も、いかなる状況においても、直接的または間接的に、開示、複写、複製、改変、暴露することはできない。または、その他の方法で「機密情報」の全部または一部を第三者に開示したり、自らまたは仲介者を通じて利用したりすることはできない。

ただし、本契約の目的上、「機密情報」の受領者は、次の場合にその情報に関する機密保持義務を負わない。

A) 本契約および関連法令に基づく機密保持義務に違反することなく、第三者によって提供されて場合

B) 開示前に、それを機密情報として保持する義務がないことを当事者が認識しており、これが保有する文書によって証明される場合。

C) いずれの当事者も本契約に違反することなく、本契約の締結前または締結後にパブリックドメインまたは公共の性質を有することとなった場合。

D) いずれかの当事者によって、当該当事者が他方の機密情報にアクセスすることなく開発した場合

E) 「機密情報」の開示を所有当事者によって許可されてた場合、または当該当事者がそれを「機密情報」または特権とみなさないとして、公表した場合

司法または行政手続きの結果として、管轄司法または行政当局により、適用法に基づく書面によって、「機密情報」の全部または一部を開示するよう要請または要求された場合、要請を受けた当事者は、当該秘密情報の所有当事者に当該要請を直ちに通知し、当該事実を当該秘密情報の所有当事者が認識し、必要に応じて適切な防御や必要な法的手段をとることができるようにすることに同意する。

同様に、受領当事者は、司法当局または行政当局から明示的に要求された「機密情報」のみを提供することを約束し、司法当局または行政当局が必要な情報の種類を指定していない場合には、「秘密情報」の不開示義務への影響を最小限に抑える最善の方法によって提供するよう努めるものとする。これらの目的のために、情報の提供を要求された当事者は、情報が保護され、本契約に従って機密として分類される旨の仕様を応答に含めるなければならない。

SEGUNDA.

INFORMACIÓN CONFIDENCIAL

Se entiende por “Información Confidencial” toda aquella información escrita, o gráfica en cualquier tipo de medio, así como la contenida en medios electrónicos o electromagnéticos, que se encuentre identificada claramente por LAS PARTES, sus filiales o subsidiarias como confidencial. Dentro de este tipo de información se incluye, de manera enunciativa más no limitativa, información técnica, financiera, crediticia y comercial relativa a nombres de clientes o socios potenciales, propuestas de negocios,

estrategias de negocios, estructura organizacional, estructura accionaria de las sociedades y de las partes integrantes de un grupo corporativo, los reportes, planes, proyecciones de mercado, datos y cualquier otra información industrial, económica o comercial, junto con fórmulas, mecanismos, patrones, métodos, técnicas, procesos de análisis, marcas registradas o no registradas, nombres o avisos comerciales, signos distintivos, patentes, obras intelectuales, documentos de trabajo, compilaciones, comparaciones, estudios o cualquier otro u otros documentos preparados, conservados e identificados con carácter confidencial por LAS PARTES, sus filiales o subsidiarias.

第2条

機密情報

「機密情報」とは、両当事者、その関連会社または子会社によって機密であると明確に識別されている、例えば電子媒体または電磁媒体といったあらゆる種類の媒体に含まれるすべての書面またはグラフィック情報を意味する。これには、技術情報、財務情報、信用情報、潜在的な顧客または出資者の名前、事業提案、事業戦略、組織構造、企業および企業の構成要素、企業グループ、レポート、計画、市場予測、データ、およびその他の産業、経済、商業情報、および式、メカニズム、パターン、方法、技術、分析プロセス、登録商標または未登録商標、名称または商業上の通知、独特の標識、特許、知的著作物、作業文書、編集物、比較、研究、または両当事者、その関連会社または子会社によって機密に基づいて作成、保存、特定されたその他の文書といった商業に関連する情報が含まれるが、これらに限定されない。

TERCERA.

CONFIDENCIALIDAD DE LA INFORMACIÓN

LAS PARTES reconocen que, para los efectos del presente Convenio la “Información Confidencial” constituye un secreto industrial en términos del artículo 163 de la Ley Federal de Protección a la Propiedad Industrial, y por lo tanto, quedará sujeta a lo establecido por los artículos 164, 165, 166, 167, 168 y 169 de dicho ordenamiento legal, por lo que la Parte Receptora podrá utilizarla única y exclusivamente para el propósito para el cual le fue expresamente proporcionada y no podrá divulgarla ni utilizarla en forma alguna sin autorización expresa y por escrito de la Parte Propietaria, el cual establece que para que los sujetos obligados.

LAS PARTES sólo podrán revelar la “Información Confidencial” que mutuamente se proporcionen, a sus empleados, accionistas, asesores, subcontratistas, representantes o cualquier persona que la requiera en forma justificada y únicamente para el Propósito para el cual la Parte Propietaria la haya entregado.

LAS PARTES harán que sus empleados, accionistas, asesores, subcontratistas, representantes que tengan acceso o conocimiento de la “Información Confidencial”, la guarden y mantengan bajo dicho carácter, cumpliendo con las obligaciones de

confidencialidad que aquí se estipulan. Lo anterior, en el entendido de que LAS PARTES deberán, en caso de ser necesario, celebrar todos aquellos contratos o convenios de confidencialidad a fin de que sus empleados, accionistas, asesores, subcontratistas, representantes o cualquier persona que la requiera justificadamente protejan la “Información Confidencial”.

Asimismo, cada una de LAS PARTES deberá capacitar a sus empleados, accionistas, asesores, subcontratistas, representantes con relación al uso y cuidado que deben guardar respecto de la “Información Confidencial”, así como darles a conocer los alcances de las obligaciones de confidencialidad contenidas en el presente documento. LAS PARTES deberán proteger la “Información Confidencial” que les haya sido revelada, con el mismo grado de cuidado, pero nunca en grado menor al que emplean para proteger su propia Información Confidencial.

第3条

機密性

両当事者は、本契約の目的上、「機密情報」は連邦産業財産権保護法第163条の観点から産業秘密を構成し、したがって第164条、第165条、第166条、第167条、第168条および第169条の規定が適用されるため、受領当事者は、明示的に提供された目的のためにのみそれを使用することができ、所有当事者の書面による明示的な許可がない限り、いかなる方法でも開示または使用することはできない。

両当事者は、相互に開示する「機密情報」を、正当な方法で、所有当事者が提供した目的のためにのみ、従業員、株主、アドバイザー、下請け業者、代理人、またはそれを正当な事由を以て必要とする人物にのみ開示することができる。

両当事者は、「機密情報」にアクセスできる、またはこれを知る従業員、株主、アドバイザー、下請け業者、代理人が、本契約に規定されている機密保持義務を遵守し、機密情報を保存および保持することを保証します。これは、両当事者が必要に応じて、従業員、株主、アドバイザー、下請け業者、代理人、または正当に知る必要のある人物が「機密情報」を保護できるように、これらすべてと機密保持契約を締結しなければならないことを理解した上で行うことができる。

また、各当事者は、従業員、株主、アドバイザー、下請け業者、代理人に対し、「機密情報」の使用や保持について研修を行うとともに、本契約に規定される守秘義務の範囲を周知させ、「機密情報」に関する遵守事項を遵守させなければならない。両当事者は、開示された「機密情報」を、自らの機密情報を保護する場合と同程度またはそれ以上の注意をもって、保護しなければならない。

CUARTA.

PROPIEDAD DE LA INFORMACIÓN

LAS PARTES reconocen que la “Información Confidencial” que manejen entre ellas es propiedad exclusiva de la Parte Propietaria que la otorgue.

Asimismo, la celebración del presente Convenio no le confiere a ninguna de ellas respecto de la “Información Confidencial” de su contraparte, derechos, autorizaciones, permisos, o licencias de propiedad industrial o intelectual, sobre la misma.

Ninguna de LAS PARTES podrá elaborar copias de la “Información Confidencial” sin el previo consentimiento por escrito de la Parte Propietaria de la información.

第 4 条

情報の所有権

両当事者は、両当事者間で管理する「機密情報」が、それを開示する所有当事者の独占的財産であることを確認する。

同様に、本契約の締結は、相手方の「機密情報」に関する権利、認可、許可、工業所有権または知的財産権のライセンスのいずれをも付与するものではない。

いずれの当事者も、情報の所有当事者の事前の書面による同意がない限り、「機密情報」の複写を作成することはできない。

QUINTA.

DEVOLUCIÓN DE INFORMACIÓN CONFIDENCIAL

La Parte Propietaria de la “Información Confidencial” tendrá el derecho de exigir en cualquier momento a la Parte Receptora que dicha información sea destruida o devuelta, independientemente de que la misma se haya entregado o revelado antes o después de la celebración de este Convenio, en el entendido de que dicha destrucción o devolución no terminará con las obligaciones de confidencialidad señaladas en este Convenio.

第 5 条

機密情報の返還

「機密情報」の所有当事者は、本契約締結の前後に提供または開示されたかどうかに関係なく、いつでも受領当事者に対し、当該情報の破棄または返却を要求する権利を有する。当該破棄または返却によって、本契約に示されている機密保持義務が終了するものではない。

SEXTA.

TERMINACIÓN DE LA RELACIÓN CONTRACTUAL

En caso de que LAS PARTES den por terminadas sus relaciones de negocios o contractuales, sin importar la causa de dicha terminación, no las exime de cumplir todas las obligaciones a su cargo establecidas en el presente Convenio.

第 6 条

契約関係の終了

両当事者がビジネスまたは契約関係を終了する場合、その終了の原因を問わず、本契約で定められたすべての義務の遵守が免除されるものと解されてはならない。

SÉPTIMA.

DAÑOS Y PERJUICIOS

Para el caso de que la Parte, incluyendo a sus respectivos empleados, filiales, agentes, asesores, representantes o cualquier persona que requiera en forma justificada la “Información Confidencial”, incumplan o violen alguna de las estipulaciones del presente Convenio, pagará a la otra Parte, los daños y perjuicios debidamente probados que tal incumplimiento le ocasionen, en el entendido además que este último quedará facultado para ejercitar todas las acciones civiles o penales como en derecho mexicano proceda en contra de la Parte por haber divulgado la información.

第7条

損害

当事者（それぞれの従業員、子会社、代理人、アドバイザー、代表者、または「機密情報」を正当に必要とする人物を含む）が本契約の規定のいずれかを遵守せず、または違反した場合、これに基づき生じる損害について当事者は相手方当事者に賠償金を支払うものとする。また、情報を開示した当事者に対してメキシコの法律に基づく適用可能なすべての民事または刑事訴訟を行使することができる。

OCTAVA.

NO CESIÓN

Sin excepción, ninguna de LAS PARTES podrá ceder los derechos y obligaciones que este Convenio le impone sin previo consentimiento por escrito de la otra Parte, el cual deberá constar en convenio escrito debidamente firmado por ambas partes, en el entendido que, cualquier cesión pretendida o realizada que no cumpla con este requisito, será nula.

第8条

譲渡の禁止

例外なく、両当事者は、相手方当事者の事前の書面による同意なしに、本契約に課せられる権利と義務を譲渡することはできない。この要件を満たさない譲渡は無効となり、要件を満たす譲渡の場合は、両当事者が正式に署名した契約書を作成し記録する。

NOVENA.

VIGENCIA

El presente Convenio entrará en vigor a partir de la fecha de su firma y permanecerá vigente por un periodo de ____ (____) años contados a partir de dicha fecha.

Al término del Convenio, LAS PARTES seguirán obligadas a no divulgar o usar la “Información Confidencial” por un periodo de tres (3) años a partir de la fecha de terminación y a devolverse de inmediato todos los documentos y materiales de su propiedad que contengan “Información Confidencial” que con motivo de la celebración y ejecución del Convenio haya sido comunicada o entregada, así como a destruir cualquier copia de sus archivos electrónicos o de cualquier otra naturaleza que mantenga

第 9 条

期間

本契約は署名日から発効し、当該日から●年間有効となる。

本契約終了後も、両当事者は、終了日から 3 年間は「機密情報」を開示または使用しない義務を引き続き負うものとし、両当事者は、本契約の締結および実行のために開示等を受けた自身が所有する文書および資料を直ちに返却し、また、その電子ファイルまたはその他の方法による複写を破壊する義務を負う。

DÉCIMA.

MODIFICACIONES

LAS PARTES acuerdan que ninguna modificación al presente Convenio será válida o tendrá efecto legal alguno a menos que conste por escrito mediante convenio modificatorio debidamente firmado por ambas partes especificando la naturaleza de dichas modificaciones.

第 10 条

変更

本契約の変更は、当該変更の内容を明記し両当事者が正式に署名した変更契約の形で書面に記録されなければならない、それ以外の方法による本契約の変更は無効であり、法的効果もない。

DECIMO PRIMERO.

AVISOS Y NOTIFICACIONES

Todas las notificaciones requeridas o permitidas bajo este Convenio deberán ser entregadas por escrito o vía electrónica y de manera indubitable, en los siguientes domicilios o direcciones de correo electrónico. Dichas notificaciones surtirán efectos cuando sean efectivamente recibidas por el destinatario o su representante:

LA EMPRESA

En caso de que cualquiera de LAS PARTES cambie de domicilio o de dirección de correo electrónico, se obliga a avisar a la otra Parte con al menos 15 (quince) días hábiles de anticipación a la fecha efectiva del cambio, mediante documento escrito debiendo obtener el acuse de recibo correspondiente.

第 11 条 (※)

通知

契約に基づいて要求または許可されるすべての通知は、書面または電子的かつ明確な方法で、次の住所または電子メール アドレスに送信するものとする。上記の通知は、受信者またはその代理人が実際に受信したときに発効する。

LA EMPRESA

いずれかの当事者が住所または電子メール アドレスを変更する場合、変更発効日の少なくとも 15 営業日前までに書面で他方当事者に通知する義務があり、また、その受領確認を取得しなければならない。

DECIMO SEGUNDO.

LEGISLACIÓN Y JURISDICCIÓN APLICABLE

Para la interpretación y cumplimiento del presente Convenio, LAS PARTES se someten expresamente a las leyes y los tribunales competentes de la [Ciudad de México] , renunciando a cualquier otro fuero que pudiese corresponderles por razón de sus domicilios presentes o futuros.

El otorgamiento y la ejecución del presente Convenio, el intercambio de “Información Confidencial” y cualquier actuación de LAS PARTES al amparo del mismo no constituirá ni supondrá, en ningún caso, promesa, intención o compromiso de cualquiera de LAS PARTES de adquirir ningún producto o servicio de la otra,

comercializar o vender bienes o servicios de la otra Parte (ahora o en el futuro); distribuir o proveer cualquier producto o servicio; o de cualquier manera contratar o alcanzar cualquier tipo de transacción o acuerdo con la otra Parte.

第 12 条

準拠法と裁判管轄

本契約の解釈と遵守に関して、両当事者は明示的に（メキシコシティ）の法律および管轄裁判所に服従し、現在または将来の住所を理由に該当可能性のあるその他の裁判管轄を放棄する。

本契約の締結および履行、「機密情報」の交換、およびこれに基づく両当事者の行為は、いかなる場合においても、製品の購入、相手方のサービス、相手方の商品またはサービスのマーケティングまたは販売（現在または将来）、製品またはサービスの流通または卸売、または、何らかの方法で相手方当事者と契約するか、あらゆる種類の取引または合意に達することという両当事者の約束、意図、約束を構成または暗示するものではない。

Leído que fue el presente convenio por LAS PARTES y debidamente enteradas de su contenido y alcance legal, lo suscriben de conformidad y por duplicado, en la （Ciudad de México）.

両当事者は、この契約を読み、その内容と法的範囲を正式に確認したのち、（メキシコシティ）において、本書 2 通に署名した。

●取引先の管理体制チェックシート

Categoría	Ítem	Evaluación
Política y sistema de gestión	Establecer una persona responsable y un departamento encargado de la gestión de la información.	
	Formular normas o manuales de gestión de secretos comerciales.	
	Dichas reglas o manuales se deberán revisar oportunamente y actualizarse según corresponda.	
Identificación de secreto	Elaborar una lista de la información retenida que esté sujeta a confidencialidad, y en ella se incluirá la información divulgada por (***) .	
	La información será clasificada y la información confidencial, incluida la de (***) , se deberá identificar.	
	Determinar autorizaciones de acceso en función de la importancia del secreto.	
	Controlar la entrada y salida de personas ajenas.	

Manejo físico	Cuando entren personas ajenas, deberán llevar insignias para poder ser reconocidos como personas externas.	
	Limitar las áreas a las que pueden ingresar personas externas, así como separar la sala de reuniones y las áreas de oficina.	
	Los medios de grabación confidenciales deberán estar etiquetados como "Confidencialidad".	
	Gestionar de forma separada la información general. Los papeles, etc. se mantendrán bloqueados.	
	Poder consultar los registros de uso de la impresora.	
	Tomar medidas para restringir las copias.	
	Mantener registros de los artículos retirados y devueltos.	
	Tomar medidas para evitar robos al sacar artículos.	
	El sitio de producción/fabricación estará debidamente dividido para que personas ajenas no puedan verlo.	
	El uso de teléfonos celulares estará prohibido o restringido dentro de los sitios de producción y fabricación. O bien, el número de trabajadores disponibles estará limitado.	
	El acceso a áreas que manejen información confidencial sensible estará restringido.	
	Las áreas de acceso restringido se gestionarán adecuadamente, por ejemplo, manteniendo registros de entrada y salida.	
	Se instalarán cámaras de vigilancia en áreas que contengan información confidencial de gran importancia.	
Manejo técnico	Los datos electrónicos conservados se gestionarán en un servidor y se elaborarán registros de acceso.	
	Se tomarán medidas de protección contra el acceso externo a las PC que administren información confidencial.	
	Establecer una contraseña en la computadora del trabajador.	
	Las contraseñas de la computadora se deberán cambiar periódicamente.	
	Se gestionarán las computadoras que estén fuera de la empresa.	
	Prohibir o restringir las conexiones de las computadoras a redes públicas.	
	Prohibir o restringir el uso de aplicaciones de comunicación.	
	El uso de medios de almacenamiento personales como USB estará prohibido o restringido.	

	Los administradores estarán identificados y los derechos de acceso se limitarán según el grado de confidencialidad.	
	Poder consultar el historial de envío de correos electrónicos y el historial de navegación en sitios web.	
	La existencia de métodos exhaustivos de eliminación para garantizar que la información no podrá leerse después de utilizar las copias.	
Gestión Humana	Brindar capacitación al ingresar a la empresa y periódicamente en lo posterior para crear conciencia sobre la importancia de proteger los secretos comerciales.	
	Celebrar acuerdos de confidencialidad sobre secretos comerciales (Las disposiciones se establecerán en el contrato de trabajo).	
	Especificar información que está clasificada como confidencial.	
	Gestionar la devolución y eliminación de información confidencial divulgada.	

参考和訳

カテゴリー	チェック項目	評価
管理方針・体制	情報管理責任者、情報管理担当部署等を設けている。	
	営業秘密管理規定や管理マニュアルが策定されている。	
	規定やマニュアルは、適宜更新されている。	
秘密の特定	秘密保持の対象となるような保有情報をリスト化している。（***）から開示された情報がそのリストに含まれている。	
	保有情報の区分をし、（***）の情報を含め秘密情報を特定している。	
	秘密の重要度に応じたアクセス権限者を決めている。	
物理的管理	外部者の入退出管理を行っている。	
	外部者が立ち入る際には、外部者と認識できるようバッジ等をつけている。	
	ミーティングルームと執務室のエリアを分けるなど、部外者が立ち入ることのできるエリアを限定している。	
	記録媒体に「Confidencialidad」など秘密であることの表示がされている。	
	一般情報と区別し、管理されている。紙媒体等を施錠管理している。	
	プリンターの利用記録が確認できる。	
	複製を制限する措置がとられている。	
	持ち出しや返却の記録が作成されている。	
	持ち出しの際の盗難防止対策がとられている。	

	生産・製作現場の様子が外部者に見えないよう適切に仕切られている。	
	生産・製作現場内では携帯電話の使用が禁止・制限されている。もしくは、使用できる労働者が限定されている。	
	重要度の高い秘密情報を取り扱うエリアへのアクセスを制限している。	
	アクセス制限エリアについて、入退室記録をとるなど、適切に管理している。	
	重要度の高い秘密情報があるエリアには監視カメラを設置している。	
技術的管理	保有する電子データをサーバー上で管理し、アクセスログを記録している。	
	秘密情報を管理する PC に外部からのアクセスに対する防護策をとっている。	
	労働者の PC にパスワードが設定されている。	
	PC のパスワードは定期的に変更されている。	
	PC の社外持ち出しを管理している。	
	PC の公共ネットワークへの接続を禁止・制限している。	
	コミュニケーションアプリの使用を禁止・制限している。	
	私物の USB 等の記録媒体の使用を禁止・制限している。	
	秘密の度合いに応じて管理者の特定、アクセス権者の限定をしている。	
	メール送信記録やウェブサイトの閲覧履歴を確認できる。	
人的管理	複製使用後、情報が読み取れないような廃棄方法が徹底されている。	
	入社時やその後も定期的研修を行い営業秘密保護の重要性を周知喚起している。	
取引先管理	営業秘密に関し秘密保持契約を締結している（雇用契約書に規定を設けている。）	
	秘密保持契約を締結している。	
	秘密に該当する情報を明記している。	
	開示した秘密情報の返還や廃棄を管理している。	

(オ) 来訪者受付表（秘密保持への同意）

REGISTRO DE VISITANTES.							
Fecha	Visitante		Destino		Hora		Firma
	Nombre	Empresa	Departamento	Persona	Entrada	Salida	

Para visitar el establecimiento de *** (***), acepto las siguientes prohibiciones y reconozco las consecuencias legales que su incumplimiento contrae:

1. Tengo prohibido tomar fotografías, películas o registros de vicio/sonido en su establecimiento sin el consentimiento previo de (***).
2. Tengo prohibido revelar la información que vi y conocí mientras visitaba el establecimiento de (***).
3. Cuando (***), sufra daños por mi incumplimiento de lo anterior, (***), podrá reclamar el daño conforme a lo dispuesto en las leyes y reglamentos aplicables.

Nombre de Empresa

Fecha, Nombre y Firma

参考和訳

訪問者登録

日付	訪問先		訪問先		時間		署名
	氏名	会社名	部署	名前	入館	退館	

*** (以下、**)の施設を訪問するにあたり、以下の禁止事項を認め、遵守しない場合に生じる法的影響を確認する。

1. (**)の事前の同意なく、貴施設内で写真、映画の撮影、音声の記録は禁止される。
2. (**)の施設を訪れた際に見聞きした情報を公開することは禁止される。
3. 私が上記の遵守を怠ったことにより (**)に損害が生じた場合、(**)は法令の規定に従い損害賠償を請求することができる。

会社名

日付、氏名、署名

(カ) メキシコを対象とした関連あるガイドライン等

メキシコを対象とした営業秘密に係るガイドラインは見つけられなかった。

ⁱ 特許庁 諸外国・地域・機関の制度概要および法令条約等「メキシコ」より（以下、法の日本語翻訳について同じ。）

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/document/mokuji/mexico-sangyou.pdf>

（2023 年 12 月 15 日最終アクセス）

ⁱⁱ 特許庁 諸外国の法令・条約等 TRIPS 協定より

<https://www.jpo.go.jp/system/laws/gaikoku/trips/chap3.html#anchor7setu>（2023 年 12

月 15 日最終アクセス）

ⁱⁱⁱ Meta Platforms, Inc. 関連会社が提供するコミュニケーションサービス

^{iv} <https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/handbook/full.pdf>（2023 年

12 月 15 日最終アクセス）

^v Suprema Corte de Justicia de la Nación, Amparo directo 406/2011

<https://sjf2.scjn.gob.mx/detalle/tesis/2003833>（2023 年 12 月 15 日最終アクセス）

^{vi} <https://camex.com.mx/arancel-y-calculador/>（2023 年 12 月 15 日最終アクセス）

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）が現地調査会社に委託し作成したものであり、調査後の法律改正などによって情報が変わる場合があります。掲載した情報・コメントは調査委託先の判断によるものであり、情報の正確性や一般的な解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報等に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求め下さい。

ジェトロおよび調査委託先は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的な損害および利益の喪失について、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたかにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロまたは調査委託先が係る損害等の可能性を知らされていても同様とします。

[調査受託]

TNY LEGAL MEXICO S.A. DE C.V.

独立行政法人 日本貿易振興機構 メキシコ事務所

2024 年 3 月

禁無断転載

本報告書の作成においては、できるだけ正確な情報の提供を心がけておりますが、本報告書で提供している情報は、調査時点で入手・判明し得たものであり、ご利用に際してはこの点をご留意の上、ご活用ください。